

(小島 議員 通告書 6 枚のうち、 / 枚目)

NO. 代 - 1

令和8年 2 月 19 日
午後 / 時 20 分受領

令和8年 2月19日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 青藍会

氏名 小島 政行



一般質問通告書

■種類	代表質問 ・ 個人質問
□方式	一括方式 ・ 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	酒井市長就任以降の市政運営の総括と、令和8年度の施政方針並び今後の行財政運営のあり方について
指定答弁者	市長 ・ 教育長

【質問の要旨】

私は、市町村アカデミー機関紙『アカデミア』令和7年冬号（第152号・1月1日発行）首長インタビュー『『合併モデル都市』から四半世紀』における酒井市長の発言内容を踏まえ、市長就任以降の市政運営を総括的に検証するとともに、令和8年度施政方針並びに令和9年度以降の持続可能な行政運営のあり方について質問いたします。

酒井市長が就任されてから約19年が経過する中で、就任当初に示された施政方針を改めて検証し、その理念や課題認識が現在の市政運営にどのように引き継がれてきたのかを振り返りたいと考えます。

あわせて、令和7年度施政方針に基づく市政運営の現状を点検するとともに、令和8年度施政方針の方向性を見据えながら、令和9年度以降に向けた持続可能な行財政改革のあり方について、市長の見解をお聞かせください。

市長はインタビューの中で、青年会議所時代や弁護士としての経験を政治家としての原点とし、「地域を守る」という強い思いのもと市政運営に取り組んで

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

きたと述べておられます。その姿勢は、就任当初の厳しい財政状況に真正面から向き合い、市民に現状を開示しながら行財政改革を断行された点に端的に表れているものと評価いたします。

平成の市町村合併のトップランナーとして誕生した旧篠山市は、全国から注目されました。しかしながら、酒井市長が就任された平成19年度当時、合併後の短期間に集中した大型投資と多額の起債、さらに国の三位一体改革による地方交付税削減が重なり、極めて深刻な財政危機に直面しておりました。財政調整基金の取り崩しに依存した予算編成が常態化し、将来に対する強い危機感を抱かざるを得ない状況でありました。

加えて、丹波篠山市の人口は、平成12年の46,325人をピークに減少し、平成27年には高齢化率も30%を超え、人口減少と高齢化の同時進行により、集落機能の低下、医療・子育て・地域コミュニティの維持など、市民生活に直結する課題が同時多発的に顕在化してきました。

こうした中、市長が財政再建を最重要課題に据え、市民参加と協働を基本とする市政運営へ転換を図られたこと、そして122項目に及ぶ行財政改革により財政破綻の危機を回避されたことについては、市内外に高く評価されるとともに、丹波篠山市の歴史にも深く刻まれることと思います。

一方で、財政再建はあくまでも目的ではなく、市民生活の安全・安心を将来にわたって守るための手段であったはずであります。

丹波篠山市人口ビジョン（令和7年2月）の社人研による推計による資料によれば、令和7年（2025年）の総人口37,554人が25年後の令和32年（2050年）には26,326人まで減少すると見込まれております。年齢別では、0～14歳人口は約4,055人（10.8%）から2,347人（8.9%）へ、15～64歳は19,297人（51.4%）から11,536人（43.8%）へと大幅に減少する一方、65歳以上は14,202人（37.8%）から12,453人（47.3%）との推計となっています。

この数字から明らかなことは、今後も年少人口と生産年齢は減少し続け、高齢者が総人口の約半分を占める見込みであり、単に人口が減少するだけでなく、人口構造が大きく変化するということです。

人口構造の大きな変化に加え、合併前、合併後に整備した公共施設・インフラ施設の維持管理に要する費用も大きな課題です。令和6年3月改訂の丹波篠

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

山市公共施設総合管理計画では、現在の公共施設等を維持した場合、更新・改修の試算が示されており、公共施設全体で年平均26.3億円（公共施設11.5億円、インフラ施設14.8億円）が必要とされています。

さらに、人事院勧告による給与制度の大幅改定による人件費の増、昨今の物価高騰による物件費の増により、市の財政状況は酒井市長就任時とは次元の異なるものの危機的な状況にあると考えています。

こうした現状と将来負担を市民と共有し何を優先し何を見直すのかについて、市民の理解と合意を得ながら行財政運営を進めていくことが不可欠であると考えます。

今後、人口減少・少子高齢化が一層加速する中においても、市民の安全・安心を担保することが自治体の使命であることは言うまでもありません。

日本の社会経済状況の変容に伴い、人々の価値観が大きく変化し、市民のニーズも多様化しています。しかし、厳しい行財政運営のなか、すべてのニーズを充足することは困難です。限られた財源や資源を効率的に活用しながら、最小の経費で最大の効果を生み出すことが求められます。

そのためには、市民ニーズを的確に把握し、計画(P)・実行(D)・評価(C)・改善(A)を繰り返し、選択と集中（施策の優先度付けと取捨選択、資源の効率的な配分など）をする必要があります。内部統制の強化、そしてエビデンスに基づき、市民の視点での説明責任が欠かせません。

職員の給与カットなどによる安易な人件費抑制を行うのではなく、市職員を大切にし、働きがいのある職場環境を整え、働き方改革や内部DXを進めることで、将来的な給与引上げも視野に入れた人材投資と行財政改革を両立させていく必要があると考えます。時代にそぐわなくなった制度や補助金について、見直すべきは見直し、新しい価値観を受け入れる柔軟性とスピード感をもって行政運営にあたるべきと考えます。

また、市長が掲げてこられた「世界の農都づくり」は、本市の独自性を内外に発信する明確なビジョンであり、その理念は高く評価するものであります。

しかしながら、その実現を支えるのは最終的には人であり、地域住民の力とともに行政組織の力も重要です。人件費抑制が続けば組織力の低下を招き、農都戦略そのものの持続可能性が損なわれることを強く懸念いたします。

以上を踏まえ、以下、具体的に市長の見解をお伺いいたします。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(1) 市民生活最優先施策の位置づけについて

これまでの市政運営の成果を否定するものではありませんが、財源は限られています。今後は「何を伸ばすか」よりも「何を守るか」を明確にする段階に来ていると考えます。

医療・福祉、子育て支援、公共交通、生活インフラ、防災といった市民の暮らしと安全・安心を支える分野について、令和8年度施政方針および予算案を提案するにあたって、これまでの施策をどのような手法で評価され、どのように改善されたのか、また、市民ニーズはどのように把握されたのか、それぞれ具体的にお聞かせください。

また、令和8年度施政方針2ページ「日本の美しい農村、未来へ」において、丹波篠山市独自の魅力により住みたいまちとして選ばれつつあるとされています。さらに「ワクワク農村未来プラン」を進め、「たんばささやま暮らしのとりこ」をキャッチフレーズに、特に子育て世代から選ばれるまちをめざすとされていますが、丹波篠山の魅力を生かし「とりこ」にする具体的施策について市長の見解をお聞かせください。

(2) 選択と集中による事業見直しとエビデンス活用について

令和9年度を見据え、残り任期中である令和8年度において、すべての事業について「市民一人あたりの負担額」、費用対効果、市民の安全・安心への寄与度などを指標としてデータ化し、その結果に基づき予算編成を行うことが重要であると考えます。

また、内部統制の観点から事業評価基準を明確化し、行財政データを分かりやすく市民と共有することで、市民意識の変化を促し、合意形成を図る必要があると考えます。

事業見直しに「市民一人あたりの負担額」を指標として活用する考え方、また、行財政改革の内容を次世代にも伝えるためのIT活用や新たに一般社団法人構想日本が展開し、全国で広がっている「自分ごと化会議」などの手法を取り入れることで、市民との情報共有が進み、自分ごととして考え、行動してくれる市民が増えるのではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

(3) 職員を大切にしたい働き方改革と人材投資について

「人は城、人は石垣、人は堀」。これは戦国時代の名武将・武田信玄の言葉です。この言葉にはいくつかの解釈がありますが、「人は、石垣や城と同じくらい、

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

戦(いくさ)の勝敗を決するのに大切だ」という意味です。企業経営でもしばしば言われる「企業は人なり」という言葉に通じるものがあり、松下電器産業(現パナソニック)創業者の松下幸之助氏が好んで使った「事業は人なり」という表現もこれに基づくとされます。

戦国の世、経済成長時代、人口減少社会、そして今後訪れるAIの時代へと移り変わっても、社会や経済を動かすのは人であり、「自治体は人なり」と言っても過言ではないのではないかと考えます。

持続可能な自治体経営の基盤は、市職員の専門性と意欲にあると考えます。給与カットに頼ることなく、働きがいのある職場環境を整え、業務の見直し、内部DX、働き方改革を進めることが重要であります。

あわせて、今後も職員給与の引上げを視野に入れながら、事業のスクラップによって生み出した財源を人材投資へ再配分していく考え方が必要であると考えます。これらの改革を令和9年度以降の行財政運営にどのように反映させていくのか、市長の見解をお聞かせください。

また、今回の施政方針の表紙写真に込められた思いや、「丹波篠山 霧深けれど 人の情けはなお深い」というキャッチフレーズの趣旨についてもお聞かせください。

(4) 将来世代を見据えた最終判断と政治の責任について

住民の意見を丁寧に受け止めることは重要ですが、将来世代の声が届きにくい中においては、首長と議会が責任をもって将来世代を見据えた最終判断を行い、時には苦渋の決断を下す姿勢が必要であると考えます。

行政が担う事業の中には費用対効果を単純に測れないものもありますが、事業の性質に応じて撤退や見直しを判断することも必要であります。将来世代のための最終判断の在り方を市民とどのように共有していくのか、市長の考えをお聞かせください。

最後に、市民の生活を守ることは政治の最も基本的で重要な責務であります。

平成の合併のモデル自治体から財政危機を乗り越え、ユネスコ創造都市、日本遺産、日本農業遺産など、丹波篠山市が日本に世界に誇る大きな勲章を得ることができたのは、酒井市長が働いて、働いて、働いて、働いて来られた成果であり、市長を支えてきた職員の努力の賜物であり、大いに評価されます。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(小島 議員 通告書 6 枚のうち、6 枚目)

しかし、あれから約19年。時代は移り変わり、人口減少、少子高齢化、人生100年時代となり、人々の価値観は多様化し、前提となる土台が変化しています。この現実を直視し、これまでの課題と反省を次世代へとつなげ、選択と集中、協働と共創を軸とした持続可能な自治体経営へと歩みを進めるため、市長の明確なお考えをお聞かせいただき、会派「青藍会」代表質問といたします。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(降矢 議員 通告書 5 枚のうち、1 枚目)

NO. 代-2

令和 8 年 2 月 20 日
午後 1 時 10 分受領

令和 8 年 2 月 20 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 日本維新の会 丹波篠山

氏 名 降矢 杏奈



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	人財こそ市政の力
指定答弁者	市長 ・ 教育長

【質問の要旨】

丹波篠山市の正規職員の退職者数は、平成 27 年度には 11 名から令和 6 年度には 38 名へと、この 10 年足らずで 3 倍以上に急増しています。特に懸念すべきは「依頼退職」自己都合による若手・中堅層の流出です。将来を担う貴重な人財が次々と職場を去っている現状は、単なる「個人」の事情で済まされる範囲を超え、市民サービスの質を揺るがす「組織の危機」であると考えます。

なぜ退職者が減らないのか。「一身上の都合」という言葉の裏にある本音をどれほど把握されているのでしょうか。離職者が増え続けている現状に対し、市では原因をどのように分析し、対策を講じているのでしょうか。単なる人員補充の繰り返しではなく、職場環境の声を吸い上げ、改善する PDCA サイクルが機能していないのではないかと危惧しています。

また丹波篠山市の人事異動に係る自己申告制度の運用状況を見ると、全職員を対象とした令和 5 年度には 227 名の提出がありましたが、希望者及び管理職を対象とした令和 6 年度は 123 名、希望者のみを対象とした令和 7 年度は 64 名となっています。

さらに退職者が増え続けている背景として、避けて通れないのが本市の厳しい財政状況です。財政持続的発展へ向けた具体的な方策として、令和 8 年度は、取組み

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

項目全 61 項目(職員数・給与の見直し 2 項目、事務事業の見直し 26 項目、自主財源の確保 13 項目、補助金の見直し 20 項目)に対し 2 事業のみの終了となっています。

またその中には、会計年度任用職員数の 60 名もの大幅な削減も含まれています。もちろん、財政健全化は避けて通れない課題ですが、今回の財政持続的発展へ向けた一番大きな効果は、人件費によるものです。会計年度任用職員の削減等により、約 1 億 9,500 万円の効果額を見込まれていますが、その削減により、他の職員への業務量が増加することに繋がる懸念があると危惧します。

さらに会計年度任用職員への丁寧な説明は尽くされていたでしょうか。会計年度任用職員からは、単なる「決定事項の通知」という一方的な「説得」で「納得」できる対話が十分ではなかったとの声も聞いています。組織のために身を削る努力を続けてきた職員の方々のモチベーションが、今限界に達し、そして今後、会計年度任用職員の削減により、他の職員への業務量が増えることで、業務のしわ寄せが及び、負担が重くなるのではないかと懸念しています。

削るばかりで、組織としてどのように職員の方々の業務量、意欲をカバーしていくのか。その視点が欠けていれば、人材流出という流れは止まりません。令和 5 年 3 月に策定された「兵庫県人材マネジメント方針」のなかで県は、複雑化する行政課題に対応するため、「すべての職員が持てる力を最大限に発揮し、その力を結集させなければならない」と明記しています。さらに、多様な働き方の中で「チームの一体感を高めるコミュニケーションの活性化」を重要施策として掲げています。

丹波篠山市においても、少子高齢化やデジタル社会の進展などにより行政課題が複雑・多様化する中、職員の人材育成・確保の重要性はこれまで以上に高まってきた状況を踏まえ、戦略的に人材確保・育成・定着に取り組む必要が生じたため、令和 8 年度には「丹波篠山市人材育成・確保基本方針」を改訂すると施政方針の中でも説明がありました。

他市の先進事例では、秋田県横手市では、「職員満足度なくして市民満足度なし」という考えのもと、令和元年から職員アンケートを継続しています。驚くべきは、その結果を数値化して市民の方々へ公表し、課題を「共有」している点です。これにより、若手の意見を反映した政策提案制度やテレワークの拡充など、具体的でスピード感のある職場改善を実現しています。

また、神奈川県鎌倉市では、「職員自身の幸せ(ウェルビーイング)」を市政の重要指標に掲げています。アンケートで出された「職場が暗い」といった声に対し、職員自らが DIY で壁を塗り替えるプロジェクトを行うなど、職員の「自分事化」を促し、組織の風土を根本からアップデートしています。

これらの事例や兵庫県の指針を踏まえ、丹波篠山市の新方針に盛り込むべき具体的な施策として、以下の 2 点を提案します。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(降矢 議員 通告書 5 枚のうち、 3 枚目)

- ① 職員の「エンゲージメント調査(満足度調査)」の実施と可視化です。
単なる異動希望の集計ではない、組織の健康状態を測る調査を導入し、課題を抽出し、それに対する改善アクションをセットで示すことで、職員の「諦め」から「期待」へと変えるPDCA サイクルを回していくことで、仕事に対してのやりがいを見出すことができると考えます。
- ② 対話を通じた「共感」を生む1on1ミーティング(上司と部下による評価を目的としない定期的な対話)の導入です。
県の方針にもある「コミュニケーションの活性化」を形にするため、上司と部下がキャリアの悩みやビジョンを本音で話せる場を公式に設けることにより、若手の孤立を防ぎ、組織への定着率を高めることができると考えます。

また丹波篠山市でも部署の垣根を超えた「協働」による成功体験の創出で、今の部署の枠に縛られず、自分の強みを市全体の課題解決に活かせる「庁内公募型プロジェクト」などの仕組みを実施していますが、現状どのような効果が生み出されているのか伺います。職員が自らの可能性を実感できる場こそが、人財流出を止める最大の防波堤となると考えます。

人財こそが最大の経営資源です。職員が自分のキャリアを「共有」し、組織がそれに「共感」し、共に「協働」できる職場へと進化させることで、職員が誇りをもって働ける環境を整えることこそが、自治体としての「質」を高め活性化し、真の市民サービス向上に直結すると確信します。

①・②の提案内容を含め、新たに改訂される「人材育成・確保基本方針」に、こうした「攻めの姿勢」をどのように反映させていくのか、市長のご所見を伺います。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

質問事項 2	保育・学童の利用保留解消と子育て環境の整備について
指定答弁者	市長 ・ 教育長
<p>【質問の要旨】</p> <p>私は、昨年の水無月会議において、放課後児童クラブの環境改善について一般質問を行いました。しかし、現在の事態は改善どころか、悪化していると言わざるを得ません。令和 8 年度の放課後児童クラブ利用申し込みに対し、多くの中・高学年児童に「利用保留」の通知が届きました。さらに深刻なのは、就学前の子どもたちの状況です。令和 8 年度の保育所・こども園(0～3 歳児)、私立こども園(0～5 歳児)の入所内定状況(2 月 12 日時点)によれば、申込者 652 名のうち、102 名もの子どもたちが「保留」となっています。「働かなければならない、やむを得ない状況がある。でも預ける場所がない」。保護者からは悲鳴に近い、切実な声が届いています。</p> <p>子どもたちの安全な「居場所」の確保は、本市が掲げる子育て支援の根幹であるはずですが、現実には起きているのは、多くの子どもたちが居場所を失い、保護者が途方に暮れるという事態です。</p> <p>この重い現実をどう受け止めているのでしょうか。当局の現状認識を伺います。</p> <p>1. 保留基準と期間の明確化について</p> <p>今回の「利用保留」は、放課後児童クラブ、保育施設それぞれにおいて、どのような優先順位や基準で判断されたのか。</p> <p>また、この「保留」の状態はいつまで続くのでしょうか。昨年の教育長のご答弁では、「利用人数を想定して関係施設と協議している」とのことでしたが、結局のところ、受け皿を確保できず、子どもたちを締め出しているのが現状ではないでしょうか。入園保留となった 100 名を超える未就学児、および放課後児童クラブ利用希望の高学年児童の各家庭への具体的なフォロー策とあわせ、見解を伺います。</p> <p>2. 申込時期の前倒しと実態把握について</p> <p>昨年、私は申込時期を現行の 11 月から前倒しするのはどうかと提案しました。それに対し当局は「前倒しをしても状況はあまり変わらない」と答弁されました。しかし、今回これほど多くの保留者が出たことは、現行のスケジュールでは支援員や保育士の確保、場所の調整が間に合っていない証拠ではないでしょうか。</p> <p>早い段階でニーズを正確に把握していれば、空き教室の活用や近隣施設との連携など、打てる手はもっとあったはずですが。事態が深刻化した今、改めて実態把握を早期化する重要性について、当局の考えを問い直します。</p> <p>3. スペースの確保と環境改善について</p> <p>昨年の答弁では、「利用人数はここ数年がピークであり、新たな増改築は考えない」とされました。しかし、現実にはキャパシティを超え、多くの子どもたちが弾き出さ</p>	

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

(降矢 議員 通告書 5 枚のうち、5 枚目)

れています。当局は「国の基準を遵守している」との答弁でしたが、現場からは「狭い、人が多すぎる」と切実な声が上がっています。学校内の空き教室のさらなる活用や公共施設の利用について、単なる「検討」で終わらせることは改善解決になりません。この令和8年度の危機に対し、具体的にどのように改善をするのか踏み込んだ解決策を伺います。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(桐村 議員 通告書 8 枚のうち、 1 枚目)

NO. 代 - 3

令和 8 年 2 月 20 日
午後 5 時 5 分受領

令和 8 年 2 月 20 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 福祉と教育

氏名 桐村 裕一



一般質問通告書

■種類	代表質問 ・ 個人質問
□方式	一括方式 ・ 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	福祉と教育をつなぐ「やさしいまち」への提案
指定答弁者	市長 ・ 教育長

【質問の要旨】

市は施政方針において「ひきこもり」を福祉・自殺対策・人権の三層で位置づけ、住民学習テーマにも「社会におけるひきこもりと人権」を掲げています。

ひきこもりの現状について、内閣府調査では、全国の 15～39 歳 約 54 万人、40～64 歳 約 61 万人、合計 100 万人超と推計されており、人口比で約 1～2% となっています。丹波篠山市の人口規模に当てはめれば、単純推計でも数百人規模の潜在的当事者が存在する可能性があり、これは個別の問題ではなく、構造的課題であると考えます。

さらに文部科学省統計では、不登校は全国 30 万人超となっており、不登校とひきこもりは連続線上にあると指摘されています。

警察庁統計では、自殺者数は年間約 2 万人と報告されており、若年層の主要死因が自殺である現実は重く、ひきこもりは孤立の課題であり、その孤立は自殺リスクともつながってしまいます。

こうした背景を踏まえれば、ひきこもりは「福祉と教育」の接続課題であり、ひきこもりは不登校、若者の貧困、精神保健、就労困難、8050 問題と複雑に絡み合う横断的課題といえます。

つまりこれは、「福祉と教育」の接続不全の問題でもあるといえます。

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

困ってから支えるのではなく、孤立を生まないまちを創っていく、その視点で、制度構造を点検する必要があります。

今の丹波篠山市としては、教育委員会と福祉部局の制度的接続が今後の鍵であり、ひきこもり支援は、福祉だけで救済する政策ではなく、教育段階から孤立を防ぐ予防政策が必要です。

例えば、「不登校にかかわっている方々と福祉相談員の情報共有」、「18歳以降の切れ目ない支援設計」、「重層的支援体制と教育の接続」、「子どもの権利教育の体系化」、これらが上手く繋がれば、「支援の空白」は大きく減っていくと考えます。

他市事例に学ぶ視点として、岡山県総社市は全国屈指の福祉文化都市の実現をめざし、全国に先駆けた取組みを行っています。制度の隙間で取り残され、生きづらさを抱える人たちの存在を地域課題として捉え、平成27年から「ひきこもり支援等検討委員会」を立上げられています。平成29年には、ひきこもり支援センター「ワンタッチ」、(居場所「ほっとタッチ」(平成30年)、家族会「ほっとタッチの会」、サポーター養成、2箇所目の居場所「ほっとタッチぼえむ」を社会福祉協議会が委託事業として実施されています。

当初は市独自予算事業でしたが、令和元年より国の補助金を活用し、現在の事業費は1,613万円(国751万円、市862万円)となっています。

「福祉王国」総社市では社会的に弱い立場の人たちが暮らしやすい福祉のまちづくりを施政のまんなかに取組みを進めておられ、ひきこもり支援については、当事者に寄りそったきめ細やかな支援(居場所の設置、メタバースの試行等)を推進されており、丹波篠山市においても学ぶべきことが多いと感じます。

そこで、以下の項目について、市長の見解を伺います。

【質問1】

重層的支援体制整備事業において、ひきこもり支援事業を行っていますが、その現状と課題についてお聞かせください。

【質問2】

ひきこもりを「福祉と教育をつなぐ政策」として位置づけ、教育委員会と福祉部局の制度的接続を強化することについて、どのように考えているのか、お聞かせください。

【質問3】

居場所支援や家族支援について、社会参加する権利や家族の苦しみが共有できる方法を今後どのように行おうと考えていくのか、お聞かせください。

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

【質問4】

サポーター(支援者)の育成について、今後の方向性をお聞かせください。

【質問5】

特に若い世代の交流が課題とされる中で、メタバースの活用について、今後の方向性について、お聞かせください。

質問事項 2	子どもの権利条約を学ぶ教育が制度として存在するの
指定答弁者	市長・教育長

【質問の要旨】

教育は単なる知識の伝達ではありません。人間としてどう生きるかを学ぶ場で、その根幹にあるのが子どもの権利条約です。

日本は1994年に子どもの権利条約を正式に承認し30年以上が経過しました。これは国際的な約束であり、理念ではなく守らなくてはならない義務です。

子どもの権利条約の柱は4つあります。

- ① 生きる権利
- ② 育つ権利
- ③ 守られる権利
- ④ 参加する権利

とりわけ重要であると考えられるものは、第12条の「意見表明権」です。

子どもは、自分に関係することについて自由に意見を言う権利を持ち、その意見は尊重されなければなりません。

これは単なる相談ではなく、子どもを「権利の主体」として扱い、制度設計を行うべきであると求めている条文です。今の構造は支援する「大人中心」であって、権利主体としての「子ども中心」にはなっていません。子どもが権利の主体として、自分の権利を理解し、侵害に気づき、声を上げる力を持てるようにすることが重要です。

子どもが自分の権利を知らない社会では、他人の権利を尊重する文化は育ちません。いじめや不登校、性的マイノリティの孤立の根底には、「自分の権利が守られているという感覚の欠如」があると考えます。

特に性的マイノリティの方の意見では、中学校時代に自分の性に悩み、制服やトイレ、誰にも相談できないことでかなり苦しんだとの話も伺いました。

今の学校は声を出せる子どもを育て、声を拾える学校になっているのでしょうか。相談窓口を作るだけでは足りません。支援体制を整えるだけでも不十分です。子ども自身が「これは権利の侵害かもしれない」と理解できなければ、

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

何も始まりません。

丹波篠山市の教育方針には学力、人権教育、心の育成、不登校支援、特別支援、キャリア教育、安全環境は非常に丁寧に書かれています。

しかし決定的に欠けているものがあります。

「子どもの権利条約を学ぶ教育」が、教育目標として明文化されていません。

いじめ、不登校、性的マイノリティの課題も同じです。これは個別支援の問題ではなく、権利の問題です。自分の権利が守られていない子どもは、他人の権利を守ろうとしません。

だからこそ、困ってから助ける教育ではなく、困る前に自分の権利を理解して、自分で自分を守る子どもを育てる教育が必要であり、それが権利教育だと考えます。

そこで教育長にお伺いします。

【質問 1】

本市の教育課程の中に子どもの権利条約を体系的に子どもたちが学ぶカリキュラムは存在するのか。単発の授業ではなく、権利教育として継続的に実施されているか、お聞かせください。

【質問 2】

子どもの意見表明権を保障する制度として、学校運営に子どもの声が正式に反映される仕組みはあるのか。子ども参加の意思決定構造は制度化されているのか、お聞かせください。

【質問 3】

いじめ、不登校、性的マイノリティの課題について、子どもが安心して声を出せる独立した第三者窓口は存在するのか。学校内の相談ではなく、学校の外に相談の場所はあるのか、お聞かせください。

【質問 4】

教職員は子どもの権利条約について、体系的な研修を受けているのか。

また、権利条約は学校にわかりやすくしたものを掲示すべきだと思いますが、今それぞれの学校にどの程度掲示されているか、お聞かせください。

<※権利条約イラスト>

子どもの権利条約は民主主義の根幹です。

権利を学ばない教育は、主体性のない子どもを育てる教育であると考えます。

私は、子どもが自分の権利を知り、他者の権利を尊重し、声を上げられる社会こそが、真の教育の成果だと考えますが、教育長の明確な答弁をお聞かせください。

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

質問事項3	なぜ「誰でも通園制度」で最低水準を選んだのか
指定答弁者	市長 ・ 教育長

【質問の要旨】

乳児等通園支援事業、いわゆる「誰でも通園制度」の本市の運用方針について質問します。

国が創設した本制度は、保護者の就労要件を問わず、すべての家庭を対象に、子どもの育ちの保障と保護者の孤立防止を目的とした、極めて重要な予防的子育て政策です。

単なる一時預かりではなく、少子化時代における子育て基盤の再構築政策であり、自治体の姿勢が問われる制度です。

ところが本市は、この制度について、「月3時間を上限」とする最低水準の運用を選択しました。

一方で、近隣市である丹波市、三田市は、月10時間の利用枠を確保しています。つまり本市は、制度趣旨の範囲内で最も低い水準を採用した自治体ということになります。ここで問いたいのは、なぜ丹波篠山市は、あえて最低水準を選択したのかという点です。

本市は「子育ていちばん」を掲げています。

教育委員会も、子どもを真ん中に見据えた教育を目指しています。

しかし実態は、月3時間。週に換算すると約45分です。

この時間で、

- ・子どもの社会経験の保障
- ・発達観察
- ・保護者の心理的休息
- ・専門職との関係構築

これらが十分に機能すると、本当に考えているのでしょうか。

制度を導入しても、効果が薄ければ、それは支援の「形」だけ整えたことになります。市民から見れば、「看板は立派だが中身が伴っていない」と受け取られても仕方ありません。子育て支援は、将来の教育費、福祉費、社会保障費の抑制につながる投資政策であって短期の財政論ではなく、長期の自治体戦略として判断すべき分野であると考えます。

この「誰でも通園制度」の趣旨は「予防的支援」にあることから、最低基準にとどまるのではなく、利用実績、保護者満足度、子どもの発達評価を検証し、段階的に時間拡充を目指すべきではないでしょうか。

子育て政策は、自治体の未来への宣言です。

最低基準で済ませるのか、それとも本気で子どもを支えるのか、丹波篠山市の姿勢が問われています。

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

(桐村 議員 通告書 8 枚のうち、6 枚目)

そこで市長と教育長の見解をお聞かせください。

【質問 1】

近隣自治体が月 10 時間の支援枠を確保する中、本市が月 3 時間という最低水準を選択した具体的理由は何か。

財政的判断なのか、人員体制なのか、それとも制度設計上の思想なのか。明確な説明をお聞かせください。

【質問 2】

「子育ていちばん」を掲げる本市として、この支援水準が理念に整合するとなるのか、お聞かせください。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

こ ども の 権 利 条 約 条 文 一 覧

<p>第1条 子どもの権利条約では、18歳未満のすべての人を「子ども」とします。</p> 	<p>第2条 人種・皮膚の色・性別・言語・宗教・障害・貧富の差・考え方や生まれた環境や場所などによって差別されない権利があります。</p> 	<p>第3条 国やおとなから、その子どもにとって最も良いことを優先して考えてもらう権利があります。</p> 
<p>第4条 子どもは国に子どもの権利条約を守ってもらう権利があり、国は子どもの権利を保障する義務があります。</p> 	<p>第5条 子どもの権利を行使できるように、親などから心身の発達にあった適切な支援を受ける権利があります。</p> 	<p>第6条 生きる権利・育つ権利、命を大切にされる権利があります。</p> 
<p>第7条 生まれた時から、名前や国籍を持ち、できるかぎり親を知り、親に育てられる権利があります。</p> 	<p>第8条 名前・国籍、身元がわかるものなど、自分のアイデンティティがうばわれないように、国から守られる権利があります。</p> 	<p>第9条 虐待など子どもへの害がない限り、親と離されない権利があります。</p> 
<p>第10条 他国に住む親や家族と連絡をとり、会える権利があります。</p> 	<p>第11条 法に反して他国に連れて行かれず、また自分の国に戻れる権利があります。</p> 	<p>第12条 自分に関わるすべてのことについて意見を聴かれ、その意思を大切にされる権利があります。</p> 
<p>第13条 さまざまな方法で情報や考えを得て、自由に伝えたり表現したりする権利があります。</p> 	<p>第14条 自分の考えや宗教などを自分で決める権利があります。</p> 	<p>第15条 市民として社会に参加するために、グループを作り、集まる権利があります。</p> 
<p>第16条 プライバシーが守られ、名誉や信用を傷つけられない権利があります。</p> 	<p>第17条 さまざまな情報にアクセスでき、有害な情報からは守られ、情報を有効に活用する権利があります。</p> 	<p>第18条 子どもは、まず親・保護者に育てられる権利があります。そのために、子どもを育てる責任がある親・保護者を国がサポートします。</p> 
<p>第19条 子どもの身体や心を守るあらゆる能力・資源から守られる権利があります。</p> 	<p>第20条 子どもは、家庭的な環境で育つ権利があります。それができない場合は、里親家庭や養子縁組、児童養護施設で暮らすなど、別の家庭的環境を得る権利があります。</p> 	<p>第21条 養子縁組をする場合、その子にとって最もよいと確認された新しい環境で育てられる権利があります。</p> 

※質問の要旨は、具体的に記載すること
 ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
 ※極力、全文原稿を添付すること

特設サイトにも
アクセスしてあよう!



1989年11月20日に国連総会で採択された「子どもの権利条約」は全部で54条ありますが、43条から54条は特に、国・国際機関・その他の組織や団体に対する約束ことです。そのため、この一覧表には、特に子どもたちに知ってほしい42条までの条文を掲載しています。

第22条

難民となつて逃れている場合、特別な保護やサポートを受ける権利があります。



第23条

身体や心の障害にかかわらず、社会に参加し、教育や医療サービス、仕事などの機会を得る権利があります。



第24条

いつでも健康でいるために保健・医療サービスを受けることや、子どもの健康を害するような習慣をなくしてもらう権利があります。



第25条

施設に暮らしている場合、そこでの子どもの扱いが良いものかどうか、定期的に調べてもらう権利があります。



第26条

子どもの生活を支えていくために、社会保障などのサポートを利用する権利があります。



第27条

身体や心を成長させていけるよう、十分な水準の生活を送る権利があります。



第28条

すべての子どもは、平等にかつ無償で教育にアクセスできる権利があります。学校の規律は、子どもたちの尊厳が守られるものでなければなりません。



第29条

教育によって、自分の身体と心を成長させる権利があります。教育の目的には、人権、母国や生まれ育った社会の価値観や言語、平和、友好の精神、自然環境を尊重することなどが含まれます。



第30条

少数民族や先住民族である場合、自分たちの文化を守り、宗教を信じ、言葉を使う権利があります。



第31条

子どもには、休む権利、自由な時間を持つ権利、遊ぶ権利があり、文化的・芸術的な活動に十分に参加する権利があります。



第32条

身体や心にとって危険な仕事や、学校に通えなくなるなど教育がまたげられるような仕事から保護される権利があります。



第33条

麻薬など違法な薬物の使用から守られ、その生産や取引に巻き込まれない権利があります。



第34条

不法な性行為をさせられることや、性的な写真や動画を撮られることなど、あらゆる性暴力から守られる権利があります。



第35条

ゆうかいされず、売り買いされぬ権利があります。



第36条

誰からも幸せをうばわれず、子どもの成長に害を与える、あらゆる搾取や不当な扱いから守られる権利があります。



第37条

ごもんや死刑など、身体や心を傷つける非人道的な扱いを受けず、不当に自由をうばわれない権利があります。



第38条

子どもは平和に生きる権利があります。紛争・戦争でたかうことを強いられず、紛争・戦争に巻き込まれた場合には、保護される権利があります。



第39条

あらゆる暴力の犠牲・対象となつた子どもは、身体と心を回復させ、社会に復帰し、尊厳を取り戻すための支援を受ける権利があります。



第40条

法に反する行為を行った子どもは、社会に復帰できるよう、人間の尊厳についての意識が高まる形で対応される権利があります。



第41条

「子どもの権利条約」よりもっと良い法律や決まりがあれば、それを使う権利があります。



第42条

おとなだけでなく子どもも、「子どもの権利条約」を知る権利があります。



※質問の要旨は、具体的に記載すること
 ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
 ※極力、全文原稿を添付すること

(隅田 議員 通告書 / 枚のうち、 (枚目)

NO. 代-4
令和 8 年 2 月 24 日
午前 8 時 50 分受領

令和 8 年 2 月 24 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 公明党

氏 名 隅田 雅春



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	<input checked="" type="checkbox"/> 代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	<input type="checkbox"/> 一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	これからの行政のあるべき姿は
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市 長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】 別紙のとおり	
質問事項 2	「こどもの権利条例」の制定を
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市 長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】 別紙のとおり	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

1. これからの行政のあるべき姿は

丹波篠山市は、宝島社の田舎暮らしの本（2026年2月号）の住みたい田舎ベストランキング（人口3万人以上5万人未満の部）において、総合部門第10位に選出されました。

農村回帰の流れもありますが、丹波篠山の誇る「美しい農村」を維持するための、様々な取り組みが評価され選出されたと考えます。そして、それらの取り組みは市の正規職員、会計年度職員など多くの職員によって支えられていることについて、認識しておく必要があります。

一方で、社会全体の情勢をみると、物価上昇、出生数の低下、働く世代の減少による人材確保などの課題が散見されます。これからも魅力ある丹波篠山市、また選ばれる丹波篠山市でありつづけていくためには、市長が提案される事業を実施する人材の確保は重要な問題であり、これもまた、働く人材から「選ばれる市役所」である必要があります。

現在の丹波篠山市の状況をみると、近年の物価、人件費等の上昇により、財政状況は苦しい状態となっており、財政の持続的発展に向け、「職員数の削減（会計年度職員60人削減）」と「事業のスリム化」を図り、財政の健全化を図ろうと計画されています。

この計画による、削減効果が大きいものとしては、「人件費の削減」によるものであり、肝心の事業のスクラップは2事業、2補助金のみとなっており、あとは事業の縮小となっています。

また、会計年度職員の削減については、継続して雇用を希望する人にとっては事実上の雇止めとなり、働く人の生活に直接的な影響が生じています。このような状況では、安心して働くことができず、働く職場としての魅力は減少し、働く職員のモチベーションや人材確保にも影響が出ることが予想されます。

また、令和8年度の人事院勧告では、民間企業との給与の差額を勘案し、さらなる給与の増額が示されることも十分予想されます。

篠山再生計画では借金を返済すれば、財政状況は好転していきましたが、物件費や人件費が上昇している現在の状況では、収入の増加もしくは、支出の削減を行わなければ財政状況は好転しません。草案で示された事業見直しでは到底、財政の持続性を維持できないのではないのでしょうか。

そこで、以下のことについて見解をうかがいます。

- (1) 令和7年度途中には若年層の職員の退職を含め、丹波篠山市を背負って立っていた部長職、管理職、監督職の職員が退職するなど、通常では考えにくい現象が起っています。退職する理由はさまざまあると思

いますが、年度途中で志半ばで退職せざるを得なくなった理由を調査し、対策を講じなければ、今後の組織運営にも大きく影響していくと考えます。年度途中で退職せざるを得なかった職員への聞き取りをはじめ、今後の対策を講じているのか、伺います。

また、年度途中で管理職が退職したことに伴い、一部の部署では、部長が、課長・係長を兼務するなど通常ではありえない兼職となっています。そもそも職責に応じて、求められている役割が異なると考えられますが、兼職職員には、過大な負荷がかかっているのではないのでしょうか。制度上も問題がないと考えられ、このような配置とされているのでしょうか、見解を伺います。

- (2) 市民生活に影響のない範囲での事業のスリム化では限界があります。抜本的に事業を見直し、時代にあわないもの、効果が薄いものについてはスクラップを行う必要があります。住民全体の利益を第一優先とし、「すべてを実施する行政」から「選択と集中を行う行政」に移行すべきです。そのためにも PDCA サイクルを構築し、評価する、また、広く市民にも理解を得られるよう可視化できるようなシステムを構築する必要があると考えますが、見解を伺います。

また、事業スクラップには人員配置数の問題も出てきます。今回の持続的発展計画でも大幅に削減された会計年度任用職員の方にとっては、事実上の雇止めとなり、再試験や次の就職先を探す必要があり、大変な苦労や不安を抱かれたことと思います。人員を削減される際は、働いている職員の意向も尊重するとともに、丁寧な対応やフォローが不可欠であると考えますが、今後どのように対応されていく方針をもたれているのか、見解を伺います。

さらに、事業削減を進めるうえでは、地方自治法に基づく内部統制を導入することも有効ではないかと考えます。都道府県知事や指定都市には、内部統制方針の策定と体制整備が義務付けられているもので、それ以外の市町村は努力義務となっている制度です。

方針を策定すれば、毎年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付したうえで議会に提出いただく、また、リスク対応への規程やマニュアルを整備するなど適正な事務執行を確保する仕組みを構築することが求められているもので、法施行前から先進的に内部統制を取り組まれていた三田市では、令和 3 年からこの制度を導入されています。

このように、事務の適正な管理や執行を確保し、社会情勢に適した対

応ができていのかなどの観点から事業を精査していくことが必要と思いますが、「内部統制」の導入について、見解を伺います。

- (3) 複雑多様化する市民ニーズに応える市役所の業務の中で、カスタマーハラスメントへの適切な対応が求められています。令和7年6月には労働施策総合推進法の改正が行われ、企業等にはカスタマーハラスメント防止のため、雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられることになりました。厚生労働省では令和8年10月の施行予定として、カスハラの実例などを盛り込んだ対応指針案もまとめられています。丹波篠山市においては、市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本指針を策定することですが、カスタマーハラスメントは、市役所だけでなく市内の事業所等にも共通する課題であり、市民に広くカスタマーハラスメントを行ってはならないことを知ってもらう必要があります。そのためには、市が率先して「カスタマーハラスメント防止条例」を制定し、市民に対してカスタマーハラスメント防止を広く啓発する必要であると考えますが、見解を伺います。

2. 「こどもの権利条例」の制定を

1989年国連で「こどもの権利条約」が採択されました。日本は、1994年批准しました。この条約は、こどもを「保護の対象」ではなく「権利を持つ主体」と明確に位置付けました。条約の4つの基本原則は、差別の禁止、こどもの最善の利益、生命・生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重です。

日本での深刻な課題は、①学校での問題・いじめ・不登校・体罰・校則による過度な制限②家庭での問題・虐待（身体的、心理的、ネグレクト）③社会全体の問題・こどもの意見が政策に反映されない・こども専用の相談・救済機関が不足となっています。

日本で最初の条例制定は、川崎市で2000年に制定されました。きっかけは、いじめによる自殺、不登校の増加・こどもの救済制度がなかったことです。

最近の直接的なきっかけはこども家庭庁の設立（2023年）です。そして、こども基本法が2023年に施行されました。この法律で初めて、こどもの意見表明権、こどもの権利保障が日本の基本方針として明確化されました。

- (1) 丹波市において昨年度「こどもの権利に関する条例」が制定され、令

和7年4月1日から施行されています。丹波市が条例を策定された目的は、・こどもの意見を聞く仕組みを作る・こどもポスト（ネット相談）の設置・こどもSOSを早期に把握・いじめ・虐待の未然防止が背景となっています。

「こどもの権利に関する条例」の本質的な目的は「こどもを守るだけでなく、こどもの声を社会に反映させること」といわれています。つまり、こどもは守られるだけの存在ではなく、社会の一員として意見を持つ存在と位置付けるものです。

こどもが生まれながらにして持つ基本的人権を保障し、社会全体でこどもの成長を支える仕組みを明確にするこの条例は、地方自治におけるこどもの権利保障の重要な一歩であると承知しています。

また、県下では尼崎市の「子どもの育ち支援条例」をはじめ、こどもの育成や権利を含めた条例が制定されており、宝塚市においてはこどもの権利サポートの仕組みも運用されています。これらの先進的な取り組みから、本市が学ぶべき点は多いと考えます。2年前、川西市の不登校児対策のサポートルームを本市でもと質問し、各学校にサポートルームの設置、支援員の配置が進んできました。

そこで伺いますが、本市においても、こどもが安心して健やかに育ち、意見を表明し、参加できる環境を法的に保障するために「こどもの権利条例」を制定すべきと考えますが、条例制定に向けた見解と今後の取り組みについて見解を求めます。

- (2) こどもの意見を条例に反映させる仕組みについて、制定にあたっては単に条文を設けるだけではなく、こども自身の声を条例に反映させる仕組みづくりが重要と考えます。多くの自治体では「こども会議」や「こども参画の仕組み」を条例の中で位置づけ、こどもの意見が施策や予算に反映される仕組みを導入しています。

そこで伺いますが、本市においても、条例検討の段階からこどもたちの参画や意見聴取を行う必要があると考えますが見解を求めます。また考えておられる方法があればお聞かせください。

- (3) こども権利保護の推進体制について、制定後の推進体制について伺います。「こどもの権利」を実効的に保障・保護するためには、相談窓口やこどもの権利擁護の専門相談体制、そして第三者機関による権利擁護支援の仕組みが必要です。県内の先進事例でも、オンブズパーソン制度や専門委員会の設置が進んでいると聞いています。

「こどもの権利条例」の作成、推進体制、相談支援、啓発活動の体制強化などについての見解を求めます。

(安井 議員 通告書 / 枚のうち、 / 枚目)

NO. 10 - 1
令和 8 年 2 月 18 日
午前 9 時 10 分受領

令和 8 年 2 月 18 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 ー
氏名 安井 博幸



一般質問通告書

■種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
□方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	市教委は学校園再編への道筋をつけよ
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】 1-1. 学習環境整備のための学校園再編計画は 1-2. 全体を俯瞰し結論を先送りせず計画せよ	
質問事項 2	高齢者医療は在宅医療へシフトを
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ 教育長
【質問の要旨】 2-1. ささやま医療センターの購入費用とみどり会への賃料は 2-2. 高度医療機器に市は関与すべきでない 2-3. 高齢者医療を夕張市に学ぼう 2-4. 高齢者医療は在宅医療重視で充実を	
質問事項 3	パーソナル・ヘルス・レコード推進とその課題は
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ 教育長
【質問の要旨】 別紙	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

2026年3月 安井博幸 一般質問 V4.0

議席 15 番の安井博幸です。議長の許可を得ましたので通告に従い一般質問を行います。

1. 市教委は学校園再編への道筋をつけよ

1-1. 学習環境整備のための学校園再編計画は

去る2月2日、丹南中学校学校運営協議会会長から、酒井市長と丹後教育長宛に、要望書が提出されました。丹南中学校は、1964年に現在の場所に建てられ、築62年の老朽化した校舎です。これまで改修や耐震化工事が行われてきたとは言え、老朽化による生徒たちの学習環境は、篠山中学と比べれば大変見劣りします。それで、新築の要望書が提出されたわけです。

酒井市政では、こども園等の新築事業においても要望書を受けて検討するというスタイルでした。これは、声のあがった地域にのみ対応しており、市全体的なバランスをみた上での公平で効率的な対応方法ではないとも取れます。本来であれば地元から要望書が出されずとも、市教育委員会としては、学習環境整備の為に中長期計画を立て、対処すべき案件と考えます。

2月9日に「人口減少社会に対応するための自治体のあり方」というオンラインでの議員研修を受講しました。地方自治体も旧来の考え方ではなく、今の国の目指す目標や方向性に合致する形で進めていく必要がある、と講師先生は指摘されていました。それにはデータに基づく政策立案（EBPM）が重要です。その観点から、老朽化した校舎の建て替え問題を含めた子どもの学習環境整備の為に学校園再編計画について、市長と教育長の見解をお尋ねします。

1-2. 全体を俯瞰し結論を先送りせず計画せよ

公立小中学校の適正規模・適正配置の考え方を検討する文部科学省の有識者会議は、2026年1月16日に素案を公表しました。2015年の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」策定以降、11年ぶりの改訂となり、急速な少子化の進展やGIGAスクール構想、教員の働き方改革といった環境の変化を踏まえて、内容がアップデートされています。素案では自治体に対して「結論を先送りしない姿勢」を強く求めたほか、小規模校の教職員のネットワーク構築や負担軽減策など現場支援の拡充も新たに盛り込んだものとなっています。

今回の素案が柱に据えるのは「広域化」「総合化」「現在化」の3点です。「広域化」では、人口減少により自治体単独での学校維持が困難になる事態を見据え、周辺市町村と連携した圏域単位での検討や、広域連合などの制度活用を促しています。「総合化」では、教育委員会だけでなく首長部局が主体的に関与し、公共施設の集約化や地域交通網の整備と一体となった再編プランの策定を求めています。「現在化」ではGIGAスクール構想や学校の働き方改革など、最新の現場の実態に応じた学校の姿へと更新を図るよう促しています。

背景には、15年の手引策定以降も続く少子化の加速があります。児童生徒数はこの10年で約85万人減少しました。「検討の加速」を土台に掲げ、教育条件の悪化を避けるための「結論を先送りしない姿勢」を自治体に求めています。この国の方針を踏まえて、我が市の少子化に対応した学校園再編について市長及び教育長の見解をお尋ねします。


控

令和8年 2月 2日

丹波篠山市長 酒井 隆明 様
丹波篠山教育長 丹後 政俊 様

丹波篠山市立丹南中学校学校運営協議会

会長 西田直美 

丹南中学校PTA会長 馬場 愛 

大山地区自治会長会長 中澤吉富 

味間地区自治会長会長 石塚正明 

城南地区自治会長会長 坂本 誠 

古市地区自治会長会長 前川修哉 

要 望 書

平素は、本市の教育環境の充実と発展に多大なご尽力を賜り、市民として深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

さて、丹波篠山市立丹南中学校は、昭和37年(1962年)丹南町立大山・味間・城南・古市中学校4校の統合により誕生しました。そして、新校舎はそれから2年後、昭和39年(1964年)に現在の場所に建てられました。

それから、半世紀以上60年あまりが経ち、現在の校舎には著しい老朽化がみられます。

この間、屋上からの水漏れを防ぐための大規模改修や耐震工事などが行われ、その都度生徒たちが安心して学ぶ教育環境が整備されてきました。しかしながら、いまの学校生活環境整備で強く求められている便所の改修が済んでいない箇所が残っていたり、生徒のロッカーが雨の当たる廊下にあったり、ハード整備が追いつけていない現状があります。

また、現在の丹南中学校は、市内で一番生徒が多い中学校となり392名が学び、普通学級11・特別支援学級5クラスの教室が必要となっています。とりわけ、60年前には編制されていなかった特別支援学級で学ぶ生徒の環境を整えるには、物理的に困難な面が多々あります。

子どもの数が減少していく丹波篠山市の状況ですが、丹南中学校は市内で最も生徒数が多い学び舎であり続けると予想され、ICT(情報通信技術)の導入や、主体的、対話的で深い学習形態などの新しい教育手法を取り入れるには、従来の固定された教室だけでなく、グループワークやプロジェクトベースの学習ができる空間が必要です。

今後の丹南中学校がこれまでのすぐれた教育力を継承し、これからの時代を担う丹波篠山市の子どもたちの学びの拠点としてさらに発展することは、学校運営協議会委員のみならず卒業生や地域社会全体の願いでもあります。

そこで、未来を担う子どもたちに最適な学びの場を提供し、本市が持続可能な社会となりさらに発展するための基盤を築くために、丹南中学校校舎の新築を強く要望いたします。

何卒、財政的な見通しが有る無しにかかわらず、教育環境整備の議論を重ねていただくことを切にお願い申し上げます。

2. 高齢者医療は在宅医療へシフトを

2-1. ささやま医療センターの購入費用とみどり会への賃料は

令和8年度の最も大きな事業であるささやま医療センターの土地、建物それに付随する機器等を市が購入する案件が、令和8年度の当初予算には含まれていません。この事業により、市の財政指標がどのように悪化するのか不明である点に、私は不安を感じています。

みどり会、兵庫医大そして丹波篠山市による基本合意は、2月6日にされ、新聞報道でも大きく取り上げられました。しかし、一般質問の通告時点では、それに伴う費用や契約内容については全く知らされていないので、次の点をお尋ねします。

- 1) ささやま医療センターの土地、建物及び医療機器等の買い取り価格は幾らか
- 2) にしき記念病院みどり会と市の契約期間は何年か、また更新は何年ごとか
- 3) みどり会から市は年間幾ら返済して貰えるのか
- 4) みどり会のささやま医療センターへ、市は年間幾らの補助金を出すのか

19 わがまち

2026年(令和8年)2月13日 金曜日

ネ申

丹波篠山

兵庫医大、みどり会、市が基本合意

「ささやま医療センター」経営移譲

施設名を引き継ぐ

丹波篠山市の中核的病院「兵庫医大医学ささやま医療センター」(同市黒岡)について、兵庫医大(西宮市)が、にしき記念病院を運営する医療法人社団「みどり会」(丹波篠山市)へ経営を移譲することで、市を交えた3者が基本合意した。施設名は「ささやま医療センター」を引き継ぐと

兵庫医大の野口光一副理事長、みどり会の井手通雄理事長、酒井隆明市長が、市役所で合意書に調印し

丹波篠山市の「ささやま医療センター」は、兵庫医大が合意書では、兵庫医大がみどり会へ、病院や老人保健施設などの全事業を無償譲渡。同センターの土地・建物・医療機器などは市が購入した上で、みどり会へ有償で貸与する。今後、市による購入額、みどり会への賃料などについて協議を進め、2月末までに最終合意し、7月1日の経営移譲を目指す。

兵庫医大によると、経営移譲後も、最長3年間は同センターへ医師の派遣を続け、現在の診療科を維持する方向で調整している。

酒井隆明市長は「兵庫医大には30年近く、丹波篠山の医療を担っていただき、心から感謝している。最終合意を目指し、努力を続けたい」と述べた。(堀井正純)



「ささやま医療センター」の経営移譲について基本合意した(左から)兵庫医大の野口光一副理事長、みどり会の井手通雄理事長、丹波篠山市の酒井隆明市長＝丹波篠山市役所

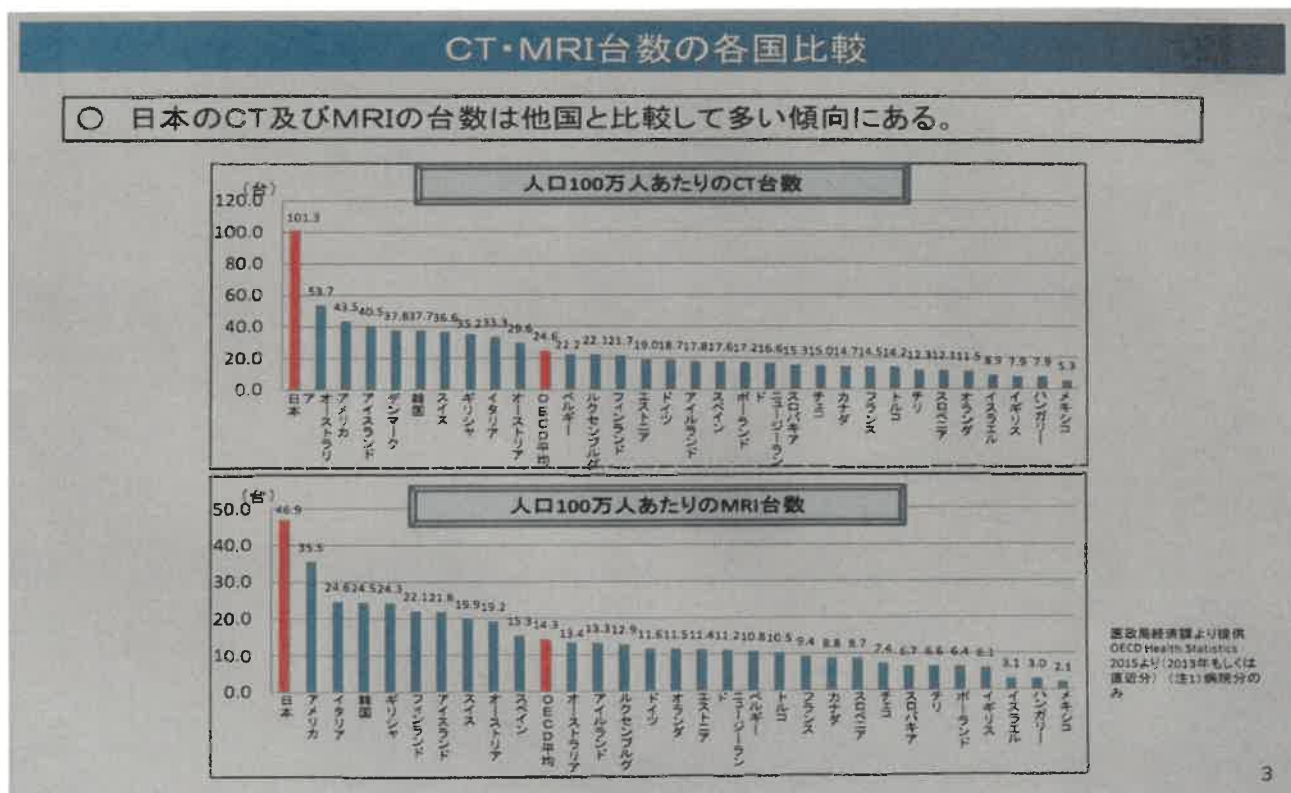
2-2. 高度医療機器に市は関与すべきでない

我が国の医師不足問題の対策には、医療従事者という医療資源の集約化が必要となっています。兵庫県では丹波圏域での医療体制の充実という考えから、高度医療を県立丹波医療センターに集約し配置されています。それ故、市内の病院で脳外科、心臓病、悪性腫瘍などの高度医療に対処して貰えないことは、市民にも理解されているはずで、普段はかかりつけ医で診て貰い、高度医療が必要とされる場合には、紹介状を書いて貰って高度医療を受けるのが、地域医療のあるべき姿と考えます。

将来6万人の人口を想定して1999年4月に篠山市が誕生しました。その時の人口は、約4万7千人でした。しかし、この27年間で人口は増えるどころか、逆に約1万人減りました。令和7年2月の丹波篠山市人口ビジョンによると、2050年の人口は26,326人と予想されています。そのような人口減少予測の状況で、将来的にささやま医療センターが、市の財政を圧迫する過剰な医療施設となることを私は懸念します。

ささやま医療センターの土地・建物に加え医療機器までも市が購入し、にしき記念病院みどり会へ貸し出す契約は、将来における市財政への大きな負債となるのではありませんか。高額医療機器のCTやMRIは、にしき記念病院でも所有されています。2つの病院の経営統合とは合理化をする事です。ささやま医療センターのCTやMRIを市が買い取って、みどり会に貸与するのでは、合理化と言えません。本当にみどり会がそれらの機器を必要とされるのであれば、市を通さず兵庫医大から直接買い取るか貸与して貰うべきでしょう。餅は餅屋です。医療に素人の市が医療機器にまで関与すべきではありません。その他の医療機器や備品についても同様であり、みどり会が必要とされない機器については、ささやま医療センター自ら売却処分されるのが筋だと考えます。

ささやま医療センターの医療機器等まで市が買い取り、みどり会に貸与するのは、今後の市の財政にとってリスクが大きすぎると考えますが、市長の見解を求めます。



2-3. 高齢者医療を夕張市に学ぼう

北海道夕張市は2006年に財政破綻し、市立総合病院が閉鎖されました。それに伴い171床あった市立病院が、19床の診療所に縮小され、外科や小児科、透析医療なども無くなりました。医療体制の大幅縮小にもかかわらず、住民の死亡率に大きな悪化が見られなかったのです。日本人の3大死因と言われる「がん、心臓病、肺炎」で亡くなる人は減り、重病で苦しむ人が増えることはありませんでした。これは夕張パラドックスと呼ばれています。

夕張市では病院に行くための無料バスのチケットも廃止されたことで、病院にかかれぬ高齢者が増える状況になりましたが、がん、心臓病、脳卒中等の病気による死亡者数が減少しました。他方、「老衰」で亡くなる人が増加しました。これは、病院にかからなくなったことで「〇〇病」と診断される機会が減り、自然な形で人生を終える「老衰死」が増えたと考えられています。大病院での専門医療中心ではなく、かかりつけ医が予防から在宅での看取りまでを総合的に支援する「プライマリーケア」へのシフトが好結果となったようです。

その結果、高齢者一人あたりの診療費が減少しました。病院での医療が受け難くなったため、在宅医療が進みました。救急車の出動回数も、夕張市の財政破綻前に比べて半減しました。夕張パラドックスは、「医療行為をしない方が死ぬ人は減る」という考え方や、過剰な医療が必ずしも高齢者の健康長寿に繋がらない可能性を示しています。和田秀樹医師は、“日本の高齢者医療において、不必要な検査や投薬が多い”、と指摘されています。また“医者にかかることで、かえって寿命が短くなる可能性もある”、と述べています。

夕張市の事例は、日本における高齢者医療のあり方や、個人の「死生観」や「主体的な人生の選択」の要素が、医療に大きく関わっていることを示していると考えられているのです。市内から病院が無くなって診療所となっても医療崩壊が起きず、老衰で亡くなる方が増えた夕張市の事例を参考にして、地域医療体制のあり方やささやま医療センターの問題を考える必要があります。この夕張市の事例について市長の見解を求めます。

2-4. 高齢者医療は在宅医療重視で充実を

2025年9月24日、地域医療対策特別委員会に、みどり会にしき記念病院の井手院長をお招きして聞き取りし、意見交換が行われました。院長の地域医療への熱い想いや、ささやま医療センター経営計画をお示しいただきました。そして、みどり会から市への毎年の借入料金の返済を下げるために、出来るだけ長期契約を望まれていました。

ところで兵庫医科大学ささやま医療センターは、1997年10月に開院しました。翌年4月には、病院・老人保健施設等用地の購入・造成が行われ、14億8,900万円の無償貸与をされました。2008年7月には兵庫医科大学と10年間の基本提携を締結し、2010年4月には新病院棟が竣工し、市は施設設備整備費等補助金として19億4千万円を支払いました。2016年3月には旧病院跡地と新病院底地を等価交換し、市は旧病院跡地を無償貸与しました。2018年6月には兵庫医科大学と7年間の基本協定が締結され、運営補助金1億2,600万円プラス救急医療補助金9千万円でした。2020年には分娩休止となり、2025年7月に契約期間が満了となりました。ささやま医療センターには、これまで地域の中核病院としての役割を担って頂いたことに感謝します。

ところで、ささやま医療センターには、ささやま老人保健施設と、ささやま居宅サービスセンタ

ーが含まれています。現時点で提供されている医療サービスも、少子高齢化の進む将来においては、過剰設備となって病院経営を圧迫する事を懸念します。将来の地域医療のあるべき姿として、我が市の医療体制も夕張市のように在宅医療重視へとシフトすべきではないでしょうか。その為には、みどり会に、ささやま医療センターの経営に当たっては、在宅医療重視の方向で充実を図って貰うことが重要と考えますが、市長の見解を求めます。

3. パーソナル・ヘルス・レコード（PHR）推進とその課題は

1月29日に丹波篠山市民センターにて、丹波篠山市地域医療講演会がありました。副題は「医療・介護・地域のつながりで創る未来」であり、我が市の今後の取り組むべき方向が示されました。

基調講演は、京都大学社会健康医学系予防医学分野の石見 拓教授により、「PHRで繋ぐ日々の暮らしと健康・医療・介護サービスの近未来」でした。PHRはパーソナル・ヘルス・レコードの略で、血圧、検査結果、診療記録、薬歴、健康診断結果など、個人の健康情報が幅広くスマホに記録され、従来バラバラに管理されていた医療データが統合されます。この活用により、患者は自身の健康状態を日常的に把握でき、適切な生活習慣の維持や病気の予防、慢性疾患の重症化防止に役立てることが可能となります。スマホに各自の健康データを保存し、医療及び介護機関において活用する取り組みです。これは、ITを使った健康管理であり、医療データの共有化により病院等での重複検査を省くことが出来ます。

丹波篠山市においては、京都大学の石見研究室、市医師会、関連事業者そして行政担当者により、このPHRの先行導入に取り組もうとされています。丹波篠山市と京都市京北町での先行事例を元に、他の自治体へ横展開される事になります。市としてPHRの取り組みを推進するに当たって、どのような課題があるのかをお尋ねします。



丹波篠山市地域医療講演会より

以上でこの場での質問を終えます。

(金崎 議員 通告書 4 枚のうち、 / 枚目)

NO. 伍 - 2

令和 8 年 2 月 18 日
午後 5 時 14 分受領

令和 8 年 2 月 18 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏 名 金崎 美和



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	職員が楽しく働け、誰もが楽しめる環境空間の整備について
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】 現在、丹波篠山市役所内には多くの職員がゆっくり食事や休憩をとれるような食堂やカフェスペースがなく、整備されている職員休憩所も限られた人数しか利用できない状況です。他市では市役所内に食堂を備えている自治体も多ありますが、丹波篠山市にはそのような施設がありません。 また、昼休みの時間帯には、節電、地球温暖化の対策の1つとして庁舎内の照明が落とされています。明かりがなく、暗い中で自席にて持参したお弁当を食べておられる職員の姿を見かけることもあり、毎日の中でリフレッシュできるはずのランチタイムが、ただの時間をやり過ごすだけのものになってしまっているのではないかと感じました。また、市内のお客様対応のある事業者においては、このような光景は見たことがありません。 さらに、窓口業務を行うことが多い部署においては、休憩時間中に職場を離れることが難しい職員も少なくないのが現状ではないかと考えます。 私がこの質問を考えるに至った原点は、市役所の職員の離職率がここ数年上昇傾向にある中で、充実した仕事ができる環境が整っているのか、昼休みの時	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

間がしっかりと確保できているのかといった疑問をもったことが始まりです。特に、毎日の昼休みの過ごし方について、十分にリフレッシュできる休憩時間が確保できているのかどうか、休憩場所が整備されているのかについてです。

そこで私は、「休憩時間の確保」と「今ある市役所の空間を少し工夫するだけで職員の皆さんがリフレッシュできる時間、場所をつくれなのだろうか」と考えるようになりました。

私は、人が何事に取り組むにしても、「楽しみ」がなければ良い結果や良い仕事にはつながらないと考えています。職場の環境作りは、単なる設備や場所の問題ではなく、「人の心や意欲」そして「仕事を前向きに楽しく続けられるかどうか」に直結する重要な要素であると考えます。

毎日の仕事の中で「お昼に何を食べるか楽しみ」「気分転換できる場所がある」その小さな楽しみの積み重ねが、働く意欲や心の余裕につながり、結果として質の高い業務へと繋がっていくのではないのでしょうか。

楽しく働ける職場環境が整うことで、職員同士のコミュニケーションも円滑になり、部署内のチームワークを高めることにつながるとともに、他部署との連携もとりやすくなることで、業務効率の向上にもつながると考えます。

近年は、自治体においても人材確保が大きな課題となっています。職員が「この職場で働きたい」と感じられる職場環境になれば、おのずと離職率は低下し、市民の暮らしを支えるための施策を展開する人材を確保することが可能になるのではないかと考えます。

職員の職場環境を改善することで、職員のモチベーションが向上し、市民サービスの向上につながると考えますが、どのように考え整備されているのか、以下の項目について、見解をお伺い致します。

① 休憩時間を確保するために

休憩時間は、すべての職員が仕事から解放され「自由にリフレッシュできる時間」である必要があると考えます。窓口業務を抱える部署においては、窓口担当の輪番制を導入している部署もありますが、全ての部署において導入されているようには見受けられません。丹波篠山市役所として、どのように職員の休憩時間を確保されようとしているのか、また市の方針はどのようになっているのでしょうか。

全ての職員の休憩を確保するには、①休憩時間の間、電話も含め業務を停止させる、②どの部署においても窓口担当者を設け交代で業務対応を行うなどが考えられますが、どのように丹波篠山市として職員のお昼の休憩時間確保を行

う方針で進めているのか、お伺いします。

② 公用施設の有効活用による職員の憩いの場の提供を

吹田市では、本庁舎地下1階にある未利用スペースを、起業家のためのチャレンジショップ（ゆめちか）として活用する「市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業」を実施されています。この事業は、起業家育成が大きな目的として行われている事業ですが、公用施設の有効な活用事例ではないかと考えます。

私が、先に述べた「昼休憩時間」に必要であろうと考える、「時間」、「モノ」、「場所」の内、「モノ」、「場所」を解決できるものとして活用できるのではないかと考えるからです。

市役所本庁舎には、吹田市のような環境が整った未利用スペースはないと思いますが、市役所通用口や玄関前の軒先などの空きスペースについて、市の事業で利用しない期間に、事業者等が販売スペースとして活用できるような仕組み（公用施設の目的外利用スペース）が構築できるのではないのでしょうか。

もちろん決まり事は必要ですが、市内で活動されている事業者等に弁当やパン、コーヒー、スイーツ、地元農家による野菜等の販売、キッチンカーの出店など広く募集して、上手く空きスペースを活用いただくことで、事業者は売り上げにつながり、職員は休憩時間にランチ等を手に入れることが可能となります。キッチンカーは市役所南側駐車場の一角の利用も考えられます。

また、市役所に来られる方へも、丹波篠山市の魅力的な事業所をPRする機会の創出としても活用できます。

私は過去に、マルシェの企画や運営に携わった経験がありますが、出店料を支払うことになっても、場所や条件が合えば出店を希望する事業者は少なくないのではと考えます。

職員にとっては、昼休みにリフレッシュできる楽しみが生まれ、市としては、空き空間を有効に活用することで職場環境の改善ができるとともに、有料で貸し出すことで自主財源の確保にもつながります。

出店者にとっても新たな販売機会を得られる、三者にとってウィンウィンの取り組みになると考えます。

常設するものではないので、市の施設活用状況に合わせ、活用事業者の募集をかける、空いている空間の有効活用にもつながると考えますが、見解を伺います。

「場所」の確保については、本庁舎と第二庁舎をつなぐ二階の渡り廊下につながる屋上空間を利用してテラス席を作り、職員のお昼休みなどの「憩いの場」にしてはいかがでしょうか。

現状は、渡り廊下に自動販売機が設置されているだけで、ベンチも設置され

(金 崎 議員 通告書 4 枚のうち、4 枚目)

ておらず、ほっと一息つける環境のように見受けられません。考えが煮詰まったときや、ちょっとした気分転換に、正面にある大書院を眺めながら、外の空気を吸いリフレッシュもできます。他部署の職員とのコミュニケーションの場としても活用できるのではないのでしょうか。

また、「憩いの場」づくりにあたっては、地元工業高校の生徒に関わってもらえるような仕組みにしてはどうでしょうか。高校生が、楽しみながら考え、作り上げる。高校生にとっては、実際の空間づくりに関わる貴重な学びと活躍の場になるとともに、「市役所」で働く先輩の仕事を観察、また、先輩から直接話を聞く場にもつながります。

前回提案した芸術士制度が、子どもたちに芸術と出会う機会をつくるものであるならば、本提案は将来の丹波篠山市を背負って立つ若者に「丹波篠山市役所」の職場環境を実際に自分たちの目で確認、体験できるいい機会にもつながるとともに、その空間を自分が作り上げることで、丹波篠山市役所への愛着、興味も出てき、将来、丹波篠山市の職員になることを目指してくれるかもしれません。

職員が毎日、少しでも楽しく仕事ができる環境を整えることは「人の心を整え」「意欲を高め」結果として市民一人ひとりに向き合う姿勢を、より温かく、より丁寧なものへと導くと考えます。

まずは、今ある市役所空間を活用した小さな一歩として、市民も職員も「楽しむ」という視点を取り入れた職場環境の整備について、見解をお伺いいたします。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

NO. 個-3

令和 8年 2月 19日
午後 5時 00分受領

令和8年2月19日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 岡 圭子



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	子どもの学びと評価のあり方に改革を
指定答弁者	市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】	
<p>グローバル化の進展と情報技術の急速な発展等により、変化の激しい予測困難な時代となっている今、子どもたちに求められる能力は大きく変わってきています。</p> <p>従来の知識中心の学力だけでなく、子ども自ら考え、判断し、表現する力、さらには他者と協働しながら課題を解決する力が重視される時代に変化しています。</p> <p>こうした中、「自分の意志とは関係なく与えられる」学習から、子ども自らが学ぶ「主体的な学び」に変えていく手法の1つとして、通知表やテスト、宿題の在り方を見直す学校が出てきています。</p> <p>そこで、今回、先駆的な取り組みを行っている「東京都新宿区立西新宿小学校」での取組について、視察してきました。</p> <p>西新宿小学校では、子どもの学習状況を保護者に伝えるためのツールとして用いられている通知表について、法令上の規定もないことから、学校長の判断において、2023年から全学年廃止されています。また、小学校3年生から6年生については、単元テストも取りやめられていました。</p> <p>ただ、テストを全く行わないということではなく、CDT(観点別学力到達診断)という学力検査に変更され、子どもの学習内容の定着度合について、教員、保護者等と共</p>	

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※権力、全文原稿を添付すること

有されています。さらに、このテスト結果から、子どもが自分の強みや課題を知ることができるため、学力向上に向けた主体的な学習につながっていました。

改革に至るまでの背景には、最終的な評価がテスト中心になることで授業改善の工夫が活かされにくくなること、テスト対策型の授業に偏る可能性、評価が序列化や減点主義につながる課題など、評価制度そのものへの疑問を校長が持ったことから始まっています。また、教室に居場所を見出せず離席する児童や不登校傾向の子どもがいる状況を受け、個人の特性だけでなく学校環境や関係性の在り方を見直す必要があるとの認識に至られたことからでした。

この改革を行うことになった大きな目的は、「子どもが自ら学ぶ」自発的な姿勢に転換させていくためです。子どもたちは、「おもしろい」、「知りたい」と思えば、自然と主体的になります。子どもに学びの楽しさを感じられるようにするためには、大人からの評価や強制をやめる必要があると考えられたからで、今回の改革に至るまでには、保護者をはじめ教職員にも始めはなかなか理解を得られなかったようですが、1年の月日をかけられ何度も話し合いを持たれ、保護者や地域と合意形成されました。

また、子どもたちが自分の興味や関心のあることを学ぶ環境づくりとして、「プロジェクト西新宿」という体験型学習を導入されています。この取り組みは、4年生以上を対象に、地域の企業や大学、専門学校などが、ワークショップ型の授業を開設するもので、子どもたちは希望する講座があれば自由に参加するというようなスタイルを導入されています。さらに、2024年度からは、総合的な学習の時間を活用し、年間を通して学ぶ「テーマ学習」を導入し、「先生が教える」とは別の学習スタイルを実践し、子ども主体の取り組みを導入されています。

このような子どもとの対話等を重視する取り組みを段階的に積み重ねられた結果、子どもの自己肯定感や安心感が高まり、失敗を恐れず挑戦する姿勢が見られるようになったほか、通知表等を廃止したことによる教員の事務負担も軽減され、子どもと向き合う時間の増加にもつながったようです。また、面談を通して子どもの様子を保護者に直接伝えることで、保護者、子どもとの交流がより深められつつあります。

こうした教育観は、現在の学習指導要領において示されている「主体的・対話的で深い学び」や観点別評価の充実とも一致するものであり、これからの時代に求められる教育の方向性そのものではないかと考えます。

さて、丹波篠山市においては、令和7年度から11年度までの教育指針として第4期丹波篠山市教育振興基本計画を策定しています。その計画の中では、「つながりを大切に一人一人が幸せに生きる」との理念を掲げ、「子どもたちが主体的に人生を切り開く力をはぐくむ」、「自己肯定感を原動力として育てていく」と明確に示されています。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

この指針を具現化する一つのツールとして、丹波篠山市においても、数値によって序列がつけられてしまう通知表や単元テストを廃止し、評価方法を改革してはどうでしょうか。

学ぶことの楽しさ、おもしろさを経験できれば、学びを前向きにとらえ、続ける力や挑戦しようとする意欲につながると考えます。そのことによって子どもたちが主体的に学びたいという意欲を持つことが可能となり、予測困難な時代を生き抜くための子どもたちを支える「学ぶ力」となるのではないのでしょうか。

また、本市においては、昨年度からの取り組みとして、成績、出欠などをデジタル化・一元管理する校務支援システムを導入されています。このことにより、教職員の事務負担が大幅に軽減されたとのことで、働き方改革が叫ばれている昨今では、とても重要な取り組みであると考えます。さらに、通知表や単元テストを廃止することによって、教職員の事務の効率化にもつながり、その効率化によって生まれた時間を、子ども一人ひとりと向き合える時間にあてられるようになることで、よりよい教育環境の創出が可能になるのではないかと考えます。

教育とは本来、子どもを選別するためのものではなく、子どもの可能性を伸ばすための営みです。点数という結果だけでは見えない成長や努力をどのように見取り、どのように支えていくかが、これからの教育行政に求められていると考えますが、以下の項目について見解を伺います。

- ① 現行の通知表及びテストによる評価方法が、子どもの主体性、学習意欲、自己肯定感の向上に、どのような効果があると考えておられますか。
- ② 通知表及び評価資料作成にかかる教職員の負担について、どのように把握されていますか。
- ③ 現行の評価制度に対する保護者の意向は、どのように把握されていますか。
- ④ 子どもたちの通知表や単元テストを廃止し、評価方法を変更してはどうでしょうか。

質問事項 2	
指定答弁者	市長・教育長
【質問の要旨】	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※権力、全文原稿を添付すること

(大内 議員 通告書 3枚のうち、 / 枚目)

NO. 国 - 4

令和 8年 2月 20日
午後 4時 30分受領

令和 8年 2月 20日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 大内 正博



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	安定した財源確保と超過課税導入について
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ 教育長
【質問の要旨】 本市では、少子高齢化に伴う地域の担い手不足、コミュニティの弱体化、農地・里山の維持困難など、人口減少が市の持続可能性に深刻な影響を及ぼしています。今後とも、子育て支援や移住・定住促進、地域交通の維持などの課題に取り組むためには安定的かつ継続的に事業を実施するための財源確保が必要となっています。 本市では平成 20 年に策定した篠山再生計画の着実な実行により一定の財政再建を達成しましたが、まだまだ厳しい財政状況が続くため、令和 5 年度には今後 10 年を見通した財政の運営計画として「財政持続的発展計画」を策定されました。しかし、近年の物価上昇や公共施設の老朽化対策、人事院勧告に基づく人件費の増もあり、財源に乏しい本市において大変厳しい状態となっています。 そのような中、全国の自治体で超過課税を導入し、将来に向けて安定した財源の確保に向けた独自施策を展開する動きが広がっています。 超過課税とは、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合において、標準税率を超えた税率で課税する仕組みです。	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※権力、全文原稿を添付すること

特に、子育て支援、移住促進、住宅改修等の支援、地域交通の維持など、人口減少に直結する分野への投資を安定的に行うため、超過課税を財源確保策としている県内の自治体を紹介します。

神戸市では、主に認知症対策（認知症神戸モデル）の財源確保として、2019年度より個人市民税（均等割）で1人あたり年間400円の超過課税を実施しています。認知症は誰もがなり得る可能性があり、広く市民が理解し、取り組むべき課題です。そこで、社会全体で支え合い、負担を分かち合うという観点から、地域社会の会費的な性格を有し、また納税義務者が一番幅広くおられる個人市民税均等割の超過課税の仕組みを活用し、市民に広く負担いただくことが適切とされています。

豊岡市では、合併前に旧豊岡市域のみに課していた都市計画税がありました。合併後は、旧豊岡市域のみに特別な税負担を続けることは適当でないが、これまでの財源を確保することから全域に固定資産税・個人市民税所得割及び法人市民税均等割・法人税割について超過課税を導入されました。その超過課税相当額のほぼ全額を下水道事業会計への繰出金に充てています。

本市では、人口減少が続き、地域の活力低下や担い手不足など、今まさに市の将来を左右する重大な局面にあります。市としても、子育て支援や移住定住の促進、地域交通の維持など、さまざまな取り組みを続けていますが、これらの施策を持続的かつ安定的に展開するためには、自主財源確保が必要であると考えます。

「増税」は決して簡単ではない選択肢です。「増税」という言葉だけで、不安や怒り、失望を覚える方がいることを、私は痛いほど理解しています。生活は楽ではない。将来への余裕も見えにくい。そんな中での負担増に、納得できないのは当然です。だからこそ、一方的に押しつけることなく市民の方の理解を得なければいけません。

増税は目的ではありません。守るべきものを守り、次の世代に責任を果たすための手段です。

老朽化するインフラ、子どもたちの教育、医療や福祉、災害への備え。これらは「誰かのため」ではなく、私たち自身の暮らしそのものです。今日を生きる私たちと、明日を生きる子どもたちをつなぐ土台です。

この負担は、決して市民だけに背負わせることなく市としては、無駄な支出を削減し、透明性の確保と使い道を明確にし、所得や生活状況に配慮し弱い立場の人ほど守られる制度にすることが大切です。

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

そこで市長にお尋ねします。

【質問 1】

本市においては、2050年を見据えた人口動態では現在の6割から7割の人口になると推定されていますが、給水人口の減少にともないインフラ整備(特に水道事業)において安定的な運営が確保されるのでしょうか。本市水道施設・管路等の法定耐用年数超過率と、更新が必要な施設ほどの程度か、見解をお伺いします。

【質問 2】

兵庫県知事は定例記者会見で、国政選挙の争点であった「仮に与党案で飲食物の消費税がゼロになった場合、少なくとも年間450億円というものが県と県内の市町に影響がでてきます。」と試算を明らかにされました。国においては代替財源の確保に向けた議論はされると考えますが、本市に仮に影響があった場合の対応策は検討されておられるのでしょうか。

【質問 3】

神戸市や豊岡市では、特定の政策目的を明確にしたうえで超過課税を導入しています。

本市においても、人口減少という市全体の将来に関わる課題に対し、「広く支え合う仕組み」「社会全体で支え合う」ことを目的として超過課税を活用してはと考えますが、見解をお伺いします。

【質問 4】

近年、大阪府や京都市をはじめ、全国の自治体で宿泊税を導入・検討する動きが広がっています。宿泊税を導入し、主に市民以外の宿泊者から徴収することで、観光施策や関連する行政サービスの財源に充てていますが、本市においても、宿泊税を新たな自主財源の一つとして検討してはと考えますが、見解をお伺いします。

(堀毛 議員 通告書 4 枚のうち、 | 枚目)

NO. 個-5

令和 8 年 2 月 20 日
午後 5 時 00 分受領

令和 8 年 2 月 20 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 堀毛 宏章



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	篠山城跡・お堀の浮草(水草)対策について
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】 (1) 私は、篠山城跡・お堀の浮草(水草)対策について、いくつかの質問と提言をいたします。城跡のお堀で近年話題を集めたのは何といたっても南堀のハス復活です。南堀に生息するハスは、昔から市民や観光客に夏の風物詩として親しまれていました。しかし、2006年、突如として南堀から消失してしまいました。原因については調査が開始され、2013年には地元・篠山小学校児童から、ハスの復活を求める提言があり、市の職員によるプロジェクト活動、2014年からは外来生物の駆除活動が始まりました。2015年には、市民・大学・専門家・事業者等による「農都ささやま外来生物対策協議会」が設立され、産・官・学・民連携で外来生物の防除やハスのモニタリングなどが実施され、2019年8月には、2015年から継続していた種レンコンの植付け後、はじめてハスの花が開花しました。丹波篠山の夏の風物詩が見事によみがえったのです。その後、年を追うごとに南堀を覆うハスの面積は拡大し、2020年には20%、2021年45%、2022年80%、2023年には、ついに堀一面を覆うまでに回復しました。それぞれ当時の写真が残されていますが、2022年、80%復活の写真では、残り20%の南堀の西隅部分が赤く染まっています。実は、これは、2022年9月ごろに大量発生した「アカウキクサ」ではないかと推定されます。この時は、東堀、南堀の一部の他、南馬出の薬研堀全体が赤茶色に染まりま	

した。

お堀の水は、北堀から東堀、東堀から南堀そして南馬出の薬研堀へと流れます。

ここで一つ疑問が生じます。2022年9月時点でハスがまだ復活していない20%には「アカウキクサ」が繁茂し、80%にまで復活したハスの周辺は赤く染まってない、すなわち「アカウキクサ」はいないというのはなぜか。これについては、「ハス」と「アカウキクサ」の生存競争という大変興味深いテーマがあるように思われますが、残念ながら本日の主たる議題ではありません。

2022年の東堀や薬研堀の「アカウキクサ」は、市担当職員の働きにより駆除されました。

さて、2023年のハスの復活と裏腹にお堀では毎年、浮草の大発生が続いています。2023年夏には、北堀に「ヒシ」が、2024年には北堀と東堀に「アカウキクサ」、本年度(2025)には、北堀と東堀に「ヒシ」という具合。それぞれ市職員や丹波篠山市建設事業組合、そして市民ボランティアの皆さんの協力で駆除されました。

掛かった経費は、2022年度から2024年度にかけては、それぞれ、158万円、261万円、60万円でしたが、本年度は重機を活用したため530万円となりました。

そして来年度は900万円が計上されています。

そこで、何点かお尋ねします。

- ①「ヒシ」と「アカウキクサ」が堀面を覆いつくすほど発生した原因をどのようにとらえていますか？
- ②来年度の対策費は、「ヒシ」「アカウキクサ」の両方の発生を見据えた予算でしょうか？
- ③本年4月以降のどの時期に予算を執行する予定でしょうか？
- ④駆除作業の具体的な内容ですが、2025年度と同様の大型機器を使用するのでしょうか？
- ⑤「ヒシ」と「アカウキクサ」、それぞれの駆除に向けた複数年の対処計画について明らかになっていれば、お示してください。
- ⑥「ヒシ」については、広く存在する在来種であり、お堀の浄化などメリットもあることから、全面駆除でなくとも良いとの考え方もありますが、基本的な対応をお聞かせください。
- ⑦発生した「アカウキクサ」については、外来種ではあるが、「特定外来生物」には該当しない種であるということです。昨年12月の一般質問で荒木議員が取り上げた「ナガエツルノゲイトウ」「クビアカツヤカミキリ」など脅威となる特定外来生物が本市でも大量発生する危険が迫っています。市民の皆さんにも心配する方が増えています。専門家や関心のある市民にも入っていただく(仮称)「特定外来生物対策検討会」のような組織の立ち上げが必要ではないでしょうか？

質 問 事 項 2	「丹波の森構想」と「兵庫丹波の森協会」について
指 定 答 弁 者	市 長 ・ 教 育 長
<p>市長は、2月16日の施政方針で「丹波の森構想」を令和8年度のシンボル事業の一つとして掲げ、その理念を活かした地域づくりを推進すると述べられました。そして、具体的な施策としては、丹波の森づくりに係る理念を将来に渡って持続し市民の皆さんと共有していくため、条例の制定などに取り組むとされました。市長のこの方針に私は賛意を示すものですが、丹波の森構想のさらなる推進に欠かせないのは、「森協会」の存在です。</p> <p>公益財団法人兵庫丹波の森協会（以下、「森協会」と言います）は、まさに「丹波の森構想」を推進するために設立されました。酒井市長は、森協会のトップである理事長でもあります。</p> <p>さて、丹波市柏原町にある「県立丹波の森公苑」は、「丹波の森構想」の最大の拠点施設で、運営にかかる指定管理は、これまで県の指定により森協会が担っていましたが、県政改革方針に基づき、昨年10月、公募による選定が実施され、森協会を含め3団体が応募、結果、全但バス株式会社が選定されました。森協会は、8.2ポイントの僅差で残念ながら次点でした。</p> <p>全但バスの選定理由としては、生涯学習に関し交通事業者の特長・ネットワークを生かした学習カリキュラムにより学びの充実が期待できる。バスの活用やグループ会社との連携により、広域での広報活動強化による集客が期待できるなどとされていますが、結局、バス会社だから選ばれたという印象が否めません。</p> <p>ただ、結果はさておき、今回の指定管理募集に当たっては、二つの条件が付されていたということです。</p> <p>一つは選定結果にかかわらず、森協会が、森公苑の一角で事務所を継続して開設できること。</p> <p>もう一つは、森公苑のこれまでの指定管理事業を指定管理対象事業と対象外事業に区分し、対象外事業は森協会が担うとされたことです。言い換えれば、森協会でない出来ない事業があることを県が認めたこととなります。</p> <p>これにより、森協会は、「兵庫丹波オオムラサキの会」事務局、「シューベルティアーデたんば」および「丹波地域文化団体協議会」の事務局と「丹波音楽祭」などの事業推進を担うことになりました。</p> <p>また、森協会事務局の人事については、森協会の専従職員4名に県からOBを含めた4名の派遣職員で業務を担います。</p> <p>森協会は現在、並木道中央公園、ささやまの森公園および丹波年輪の里の県立3施設を指定管理で運営しており、すべての施設が丹波の森構想の拠点施設としてさまざまな事業やイベント、各種の教室を開催しています。</p> <p>また指定管理については、ささやまの森公園以外は公募制になっています。従って、</p>	

今後、県の選定を勝ち抜くためには、もっと集客力をつけるための営業努力を重ねる必要があると思われます。各施設は、定期的な広報やイベントチラシなどでPRに努めていますが、本市としても今まで以上に広報誌での紹介や「街かどReport」の対象にするなど側面的な応援を是非お願いしたいと思います。

森協会は、運営資金面でも県からの毎年800万円の補助金を340万に減額されるなど厳しい状況にあります。来年度の本市の予算における森協会への分担金は、R7年度の7,666,000円から約21%アップの9,287,000円となっています。森公苑の賃借料の増加と事務経費、必要な給与改定など経費が増えるなか、本市の緊縮予算のなかで配慮いただいたことは大変ありがたいことです。

森協会には、丹波各地域での実践的な取り組みを様々な手法で支援するシンクタンクとしての「丹波の森研究所」も存在します。その研究員の助言や協力によって、地域活性化の取り組みが成功裏に実施されてきました。

森協会が今後ますます丹波の森構想の推進になくてはならない組織として存続できるよう本市の対応を願うところです。

さて、丹波の森構想の実現に際しては、先進地としての「ウィーン」に学び親交を深めるため、1993年、森協会は「ウィーン13区」と「友好親善提携」を締結、以来、30年以上にわたる交流を続けています。これまで、ウィーンに学び親交を深める訪問団の派遣やウィーン13区代表団の受け入れ、国蝶「オオムラサキ」のシェーンブルン動物園への贈呈、丹波篠山の景観写真展開催、音楽祭の実施や合唱団の派遣など多岐にわたる交流を実施してきました。

そして数年前、その交流を本市との新たな「都市間友好親善提携」に発展させる意向がウィーン13区側から示されたということですが、その後の進展状況はどのようになっていますか。本市の方から積極的なアプローチをする必要があると思われますが、今後の方針をお聞かせください。

以上、この場での質問といたします。

(前田 議員 通告書 4 枚のうち、(枚目)

NO. 1②-6

令和 8年 2月24日
午前 9 時 5 分受領

令和 8年 2月24日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 ー

氏 名 前田 えり子



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	子どもも親も安心できる不登校支援を
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長
<p>子どもの不登校はこの10年で3倍と急激に増加し、35万人（小・中学校）近くなりました。これまで少なかった小学校低学年でも増えています。不登校について子どもも親も安心できる政策が求められています。</p> <p>その一つは、いま行き渋りや不登校で悩んでいる子どもや親（保護者）への温かい支援策です。</p> <p>不登校は、子どものせいではありません。不登校の子どもは、さまざまな理由で心が折れた状態にあります。不登校は怠けや弱さではありません。親の甘やかしのせいだというのは誤りです。「学校にいけない自分は生きる価値がない」と自分を責め、深刻な場合には医療支援を必要とすることもあります。不登校は子どもの「いのち」の問題です。</p> <p>そうした中、国の不登校対策は、不登校経験者の反対を押し切って制定された教育機会確保法のもとで「学習活動」への支援が中心です。「子どもによっては、休養などの積極的意味を持つことがある一方で、学習の遅れ、進路指導上の不利益や社会的自立のリスクがあることに留意する」（2019年文部科学省通知）とし、結局はリスク扱いとなっています。これでは、子どもの心の傷とその回復が軽視されてしまいます。</p> <p>国の不登校対策である「COCOLOプラン」では、タブレット端末による不</p>	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

登校気味の子どもの「早期発見」を強調し、行き渋り傾向の子どもを登校させることに重点が置かれ、子どもの気持ちを尊重する対応が少なくなっています。「不登校当事者ニーズ全国調査」(多様な学びプロジェクト、2023年)で、子どもの最も「嫌だったこと」は「登校強制・登校刺激/望まぬ干渉・接触」(44.7%)です。

子どもの居場所であるべき校内教室や支援センターも「学習支援を行う教育施設」(法 11 条)とされ、「自学・自習」できないと入れないなど安心できないケースが少なくありません。

子どもには何より生きる権利があります。学校は憲法が保障する子どもの学び成長する権利のためのものですが、行けば具合の悪くなるような学校に行く義務はありません。

心が折れた状態の子どもが、家などで安心できる環境でゆっくり過ごせることが大事です。その中で子どもは「ありのままの自分で大丈夫」と自己肯定感をはぐくみ、やがて自発的に動き出します。どうするかを子ども自身が決めることも子どもの権利です。

子どもは「不登校を認められる・理解される」ことが一番うれしかったといえます(当事者ニーズ全国調査)。逆に、「学校に来ないと将来困る」といった対応は子どもを追い詰めかねません。学校が子どもと同じ目線で話をする関係性を広げ、子どもの思いを丸ごと受け止め、子どもの休息と回復を温かく見守り、子どもの安心を増やす場になることが期待されます。

令和8年度施政方針、教育方針では、フリースクール等民間通所施設とそこに通う児童生徒保護者に対する財政的な支援が挙げられています。子どもの休息と回復を支えるには親(保護者)への支援を手厚くし、親の安心を増やすことが必要です。安心できる情報提供、相談体制・窓口を求めます。教員研修をすすめる、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増やし相談体制を拡充することが必要です。親同士が悩みを語り合い支え合うことは、子どもへの理解を深めるうえでとても大切です。行政や学校は親の交流会を支援し、親同士が安心できるように努めることも必要です。

親への支援は、どう取り組まれていますか。

もう一つは、「学校が嫌い」という子が急増したわけですから子どもが通いたくなるような学校にしていくことです。

不登校の急増は、学校での競争と管理をエスカレートさせた第2次安倍政権(2012年12月～2020年9月)とともに始まっています。愛国心教育や教育への権力介入を強めるため改悪した教育基本法(2006年、第一次政権時)をも

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

とに、競争と管理をエスカレートさせました。そのもとで学校がよりギスギスしてきたのではないのでしょうか。

当事者ニーズ全国調査では、子どもの「学校に行きづらいと思い始めたきっかけ」の上位三つは「先生との関係」「勉強はわかるけど授業が合わない」「学校のシステムの問題」といずれも学校関係で、少なくない子どもが「学校が嫌い」といいます。そして、36.9%の子ども、保護者の69.8%が「学校が変わってほしい」と要望しています。

○忙しすぎる学校を生み出した学習指導要領を見直す ○全国学力テストを中止する ○子どもを押さえつける過度の管理をやめる ○教員の多忙化を解消し、自由を保障するなど、過度な競争と管理をやめ、子どもを人間として大切にす学校が求められます。

不登校を生み出している教育政策そのものの改革が必要と考えますが、市長、教育長の見解を伺います。

質問事項 2	市内県立 3 高校の存続を
指定答弁者	市長 ・ 教育長

【質問の要旨】

2025 年 8 月 7 日、兵庫県教育委員会は「県立高校再編の後期計画の延期」を発表しました。県教委が統廃合計画を「延期・再検討」とした理由は、県教委作成の「令和 7 年度総合教育会議意見交換資料」によると、○2025 年度実施の発展的統合についての検証、○市立高校の統廃合計画、○私学無償化等の情勢の変化、○国から示される予定の高校教育改革に関する基本方針等です。

「県立高等学校教育改革第 3 次実施計画」による高等学校統廃合方針に基づく、2025 年度は、14 校の県立高校を発展的統合と称して 6 校に再編し、2 年後には 8 校もの高校が廃校になります。前期計画と後期計画と合わせ 14～15 校の全日制県立高校が廃校となるもので、全 125 校の 11～12%が廃校となります。

県高校教職員組合などでつくる「公立高校を守る会」では、「2028 年度までの公立高校統廃合計画の見直しを求める署名」に取り組み、13,000 筆を超える署名を知事に提出しています。生徒や保護者、卒業生や地域住民からは「高校を守ってほしい」という切実な声が多く届けられています。「守る会」は統廃合計画の延期ではなく撤回を求めて新たな署名に取り組んでいます。

令和 7 (2025) 年度の統廃合では、「なぜ統廃合対象校になったのか」という説明もされず都市部の周辺の高校が募集停止となりました。高校統廃合に対す

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

る子どもたちや保護者の声、地域住民や卒業生の声に耳を傾けることなく、A4プリント 1 枚を中学校で配布しただけ。子ども基本法では、「自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会」の確保が謳われているにも関わらず、子どもたちに直接聞くこともなく、子どもたちの声を置き去りにしたまま強行されました。

丹波篠山市内にある 3 つの県立高校は、それぞれに特色のある学校です。この 3 校は丹波篠山市の財産であり、丹波篠山市の大きな魅力です。それぞれが特色ある学校づくりに取り組み、地域にとってなくてはならない学校です。地域とともにある学校、「どの学校も残してほしい」当然の願いではないでしょうか。

市では、広報丹波篠山やホームページでも学校を紹介し、魅力を発信し応援しています。また、市内で安心して高等学校教育まで受けられる環境を守るため、市内の中学校や高等学校の関係者と連携しながら、市内高等学校の魅力づくりへの支援や中学生や保護者、市民への学校紹介等に取り組んでいます。

市長は、再編計画に対し、市内にある 3 校を 2 校体制とした上で、将来的には 1 校にすべきとする意見書を県教委に提出されていますが、計画の延期に際しては、「きちんと前期計画の検証をされるということなので、再編の延期もやむをえない」とコメントされています。

県教委は「地域の支援を得ながら存続する可能性、新たに発展的統合を行う可能性」について協議するとしています。

地域とともにある特色ある学校が 3 校もあるのは丹波篠山市の魅力です。統合されると子どもの進学を選択肢を狭めます。統合された姫路市では、「行ける学校がなくなる」「遠距離通学が心配」などたくさんの中学生の思いが寄せられました。子どもの思いも大切にしなければなりません。

意見書では「市内 3 高校を可能な限り存続してほしいというのが市民の願い」であることを言われています。

県が計画の延期・再検討をしている今、市内県立高校 3 校とも存続を求めて、意見書は撤回するべきと思いますが、市長の見解を求めます。

(野々村 議員 通告書 | 枚のうち、 | 枚目)

NO. 個-7
令和 8 年 2 月 24 日
午前 9 時 07 分受領

令和 8 年 2 月 24 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 ー

氏 名 野々村 康 

一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	地震火災対策感震ブレーカーの更なる啓発、普及について
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】	別紙のとおり
質問事項 2	市長と職員の信頼関係の構築、人員の適正配置と確保及び育成について
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】	別紙のとおり

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

議席番号 14 番、野々村康です。通告に基づき、一般質問を行います。

1 地震火災対策感震ブレーカーの更なる啓発、普及について

令和 7 年 1 月 16 日丹波篠山市立古市小学校で兵庫県丹波県民局、丹波篠山市などによる「令和 7 年度『ひょうご安全の日』丹波地域のつどい」に丹波篠山防災士会のメンバーとして参加しました。阪神・淡路大震災の記憶と教訓を次世代に継承するため、防災講和などが行われました。また、小学校のグラウンドでは、地震の揺れを実際に体験できる「起震車」に児童が乗車し震度 7 を経験しました。

防災士会では紙芝居を使い、地震のメカニズムや地震に対する備えの必要性を説明しました。特に学校周辺の国道 372 号沿いには御所谷断層があり、そこで地震が発生すると、20 人を超える方が亡くなり、400 棟をこえる住宅などが完全に壊れてしまうことになること、丹波篠山市ではそれ以上の揺れの発生も想定して防災に努めていることを説明しました。すると、児童たちの表情が深刻さを増し、実際に地震に遭遇した時のことを思い描き、地震に遭遇すれば、どのように対処したらいいか具体的に考えを巡らせてくれました。

地震防災に関して、私は令和 7 年の長月会議で、通電火災を防止する装置・器具としての「感震ブレーカー」の普及啓発について一般質問を行い、「設置の促進に取り組んでいるところであり、今後とも継続的な情報発信に取り組んでいきます。」との答弁をいただきました。

その後、昨年 10 月 21 日には市内全自治会に「地震による電気火災対策を！」と題したポスターを また、全世帯に住宅用火災報知器の広報と併せて「地震による電気火災対策には感震ブレーカーを！」と題した、誰にでもわかりやすく、それに加えて工事費や住宅リフォーム助成にも触れていただくなど価値あるパンフレットを配布いただきました。

くわえて、今第126回市議会2月3日会議では、総務省消防庁の方針もあり「丹波篠山市火災予防条例」の一部を改正し、住宅における出火防止等に資する住宅用防災機器等の機械器具及び設備の普及促進に「感震ブレーカー」を加えることが上程されています。

しかしながら、防災訓練等で「感震ブレーカー」の展示啓発に協力いただいています丹波篠山市内の兵庫県電気工事工業組合丹有支部の代表的加盟事業所にお聞きすると、丹波篠山市の積極的な取り組みにも関わらず、「感震ブレーカー」の設置状況は伸びていないとのことでした。

そこで、市長にお尋ねします。市民への「感震ブレーカー」設置呼びかけは防災の面からも必要不可欠です。そして、市としても身近なところから市民に率先して設置を進めるべきと考えます。丹波篠山市消防本部や出張所、市役所本庁や支所などの防災拠点、市内65箇所の指定避難所及び現在工事中の「(仮称)城東こども園」や3月末で設計業務が終了する「道の駅 こんだ温泉ぬくもりの郷」には「感震ブレーカー」がすでに設置または設置される計画となっているのか、現状をお尋ねします。

工事費は配布パンフレットによれば10万円未満と示されており、設置されていないところがあれば、責任の分散にならないように、公共施設(教育施設含む)について設置を進めるべきと考えますが、市長・教育長の見解を求めます。

2 市長と職員の信頼関係の構築、人員の適正配置と確保及び育成について

令和7年11月27日の市議会議員全員協議会の場で、市長より「財政持続的発展に向けた具体的な方策(草案)」が示され、項目にして61、金額にして3億8,634万円分の改革草案が示されました。

その中には、丹波篠山市で条例化されている地域手当4%を3%への削減、管理職手当の5%削減、職員の勤務日数や勤務時間数の

適正化及び会計年度任用職員60名の削減による効果額が2億4,379万円と示され、全体効果額に対し、率にして63%、約3分の2が手当と会計年度任用職員の削減によるものでした。

削減理由は口頭で「人事院勧告に基づく人件費の大幅増や会計年度任用職員の給与制度見直しがあり、丹波篠山市の財政持続的発展に向けて草案を作成した。」との説明がありました。

この公表を受け、兵庫県下の状況を調査しました。

その結果、手当等の削減については、兵庫県下には財政非常事態宣言の発令を求める議決を市議会全会一致で可決された市もありますが、そこを含めて人勧に基づく人件費増や会計年度任用職員の給与制度改正に対応するために財政改革を提案された市町は、兵庫県下29市・12町の内一つもありませんでした。

また、この草案を公表されるにあたり職員組合側に事前に説明や協議をなされたか市長にお尋ねしましたところ「していない。」との回答でした。

その後、令和7年12月23日に3億3千万円を超える普通交付税の追加交付もあり、令和8年2月16日の市議会議員全員協議会では、この二つの手当削減については、見送るとの報告がなされました。

しかしながら、賃金労働条件は労使対等の交渉で決定すべきが原則であり、市長は合理的な資料を用いて誠実に交渉する義務があると考え、一方的に賃金労働条件の変更を公にするべきでは無かったと考えます。

市長と職員の関係は、緊張感を持ちながらも円滑な意思疎通が市政執行に不可欠と考えます。今回の件では、「焼け石に水」としたショッキングな見出しの新聞記事で初めて草案の内容を知った職員もいたと思われます。市長は職員との信頼関係構築をどのように考えられているのか、見解を求めます。

続いて、人員の適正配置にかかる会計年度任用職員の削減についてです。このことは2月16日の全員協議会で取り下げの対象では

ありませんでした。

令和7年度総務省データによる丹波篠山市職員数内訳は、正規職員が499人に対して、会計年度任用職員は538人で正規職員数に対して39名多く、率として約108%となっています。

また、令和6年度の同データでは、正規職員数が494人で令和7年度は5名増、会計年度任用職員は520人で令和7年度は18名の増となっています。

令和8年度当初予算の概要18頁に記された財政の持続的発展の取組項目、職員数の削減の実施内容では「10年ほど前から非正規職員、特に会計年度任用職員が毎年増加している。事務事業の見直しにより、職員配置数を適正化する。」と記載されています。

篠山再生計画では正規職員目標値を450人としていましたが、財政持続的発展計画では「正規職員の職員数のみを目標とするのではなく、ニーズに対応するための事業を実施するには、事業量に応じた人員が連動するなど、バランスが大切であると認識し、あわせて、将来の人口動向や公務員のなり手不足を鑑み、その人員を正規職員と会計年度任用職員など非正規職員との区別なく考え、人件費の決算額をもとに調整をします。」とし、具体的な人数は記載されていません。

令和8年度会計年度任用職員は令和7年度当初の計画より60人削減されます。会計年度任用職員は、単年度契約が原則ですが丹波篠山市の条例では再任を妨げないとされていることから、競争試験を受験してでも複数年の就労を目指されていた職員もおいでになったことと考えます。その方にとって、希望の職場が無くなれば、いくら優秀な職員であっても丹波篠山市役所からの離職を考えざるを得ません。

令和7年度まで、いつのまにか際限もなく膨れ上がってしまった非正規職員数、そこに「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」により「同一労働同一賃金の原則」が具現化され、賃金が上昇することは予見できたはずです。

職員の中途退職や人材難の現在、会計年度任用職員に代表される

非正規職員がどの部署にどれだけ必要なのか早急に洗い出し、偏った削減にならないように整理し、あらかじめ公表することで職員の将来展望に寄与し、また、そこにどのような能力・技術・経験及び資格を有する人材が携わっているのか詳細にデータベース化することで、有能な人材の流出をくい止め、本人の意思も確認する中で育成もする必要があると考えます。

このことが、市長が進められる日本の美しい農村、その代表となる丹波篠山が、未来に向かって打ち進む糧になると考えますが市長、教育長の見解を求めます。

(本多 議員 通告書 3 枚のうち、1 枚目)

NO. 個-8

令和 8 年 2 月 24 日
午前 9 時 10 分受領

令和 8 年 2 月 24 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 本多 紀元



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	EBPM の推進と行政事務事業評価の抜本の見直しについて
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】 本格的な人口減少社会が加速し、地域医療対策や人件費、社会保障費等の増大が進む中、本市の財政状況は予断を許さない状況にあります。「すべての事業をこれまで通り維持する」というこれまでの「右肩上がり」を前提としたやり方はもはや通用せず、限られた財源と人材を真に必要な分野へ振り向ける「選択と集中」への転換が急務です。そして、痛みを伴う事業の見直しや統廃合を進めるためには、市民の十分な理解と納得を得ることが何より重要となります。 その見直しの最大の判断基準となるべきものが「行政事務事業評価」です。しかし、本市の現状の評価制度については強い危惧を抱いています。令和元年までの評価表を拝見すると、詳細な分析は記載されているものの、ほぼすべての事業が「妥当」と結論付けられており、事後報告の書類作成にとどまり実質的に形骸化していました。そのため、令和 5 年度まで評価自体が休止されていたと認識しています。そして、令和 6 年度から再開された行政評価表を見ても、極めて簡易的な分析にとどまっており、大半の事業が「現状維持」とされています。さらに先日、市から示された「財政持続的発展に向けた具体的な方策」では、多数の非正規職員の削減をはじめ、26 項目の事務事業の見直し、20 項目の補助金削減など、総額 3 億円規模の削減メニューが並んでいます。	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

しかし、庁内への依頼文書を確認すると「普段業務の中で見直せるものを探す」といった任意の様式にとどまっており、フルコスト計算や客観的な効果測定など、全庁的に統一された明確な選定基準が示されていません。各部署の「経験や勘」に頼った曖昧な基準で削減対象が選ばれているとすれば、真の行財政改革は進まず、市民の納得も得られません。

今、行政経営に強く求められているのは「EBPM」の推進です。経験や勘ではなく、客観的なデータ（エビデンス）に基づいて政策の効果を検証し、予算を最適に配分する手法です。人口減少下において市民の合意形成を図るためには、感情論ではなく「客観的データに基づく説明責任」が不可欠です。

そのためには、行政事務事業評価の質とタイミングを抜本的に変え、EBPMを推進するエンジンにしなければなりません。具体的には、評価指標を単なるイベントの開催回数や参加人数といった「アウトプット（実施量）」から、市民の生活がどう良くなったかという「アウトカム（成果）」へと転換し、成果を見える化する必要があります。そして、その評価結果を翌年度の予算編成や事業の改廃に直接連動させるシステムが不可欠です。さらに、事業のフルコストやデータを市民に公開し、意見を収集する仕組みを持つことが求められます。

具体的な改善策として、他市の先進事例を取り入れることを提案します。例えば、近隣の野洲市の評価シートでは、「必要性・有効性・効率性」の3軸に絞り込まれ、担当課の自己評価だけでなく、行革部門や外部の視点による「第三者の厳しい一次・二次評価」が可視化され、最終評価が明確に判定されています。

また、浜松市や町田市のように、DXを活用して業務システムからデータを自動収集し、客観的な証拠に基づく評価を効率的に行う仕組みも有効です。もちろん、全事業を一斉に高度な評価にかけることは現場の過度な負担となります。まずは、多額の予算を伴う主要事業や、見直しが急務な事業などに対象を絞って厳格な評価をスタートさせるべきと考えます。

以上の観点から、次の4点について市の考えをお伺いします。

1. 令和元年まで、および令和6年度再開後の「行政事務事業評価」の現状と課題について、市はどのように認識しておられますか。また、「財政持続的発展に向けた具体的な方策」の中で多数の人員費や事業、補助金等が削減されていますが、客観的なエビデンスに基づく全庁的な選定基準が曖昧であり、各部署の経験や勘に頼った主観的なものになっていないか伺います。

2. 人口減少社会において、市民の理解を得ながら持続可能な自治体運営を行うため、EBPMの重要性をどう認識し、今後の市政にどう組み込んでいくか伺います。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(本町 議員 通告書 3 枚のうち、3 枚目)

3. 現在の評価指標を「アウトプット」から「アウトカム」へ転換して成果が見える化し、その評価結果を予算編成に直接連動させる仕組みを構築すべきと考えますが、見解をお伺いします。

4. 野洲市や他市の先進事例を参考に、まずは対象事業を絞った上で、第三者評価の導入や、DXを活用した客観的データの収集を行うなど、実効性のある新たな行政事務事業評価システムを導入する考えはないかお伺いします。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(渡辺 議員 通告書 5 枚のうち、1 枚目)

NO. 伍 - 9

令和 8 年 2 月 24 日
午前 10 時 10 分受領

令和 8 年 2 月 24 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏 名 渡辺 拓道



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	ポスト真実時代の教育と行政の役割について
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長
<p>【質問の要旨】</p> <p>「ポスト真実 (ポスト・トゥルース)」という言葉が広く聞かれるようになったのは今から 10 年前の 2016 年、イギリスが EU から離脱するという一大事、トランプ氏の大統領選挙勝利があった年です。</p> <p>2 つの出来事の評価を行うことはしませんが、事実誤認の言説や多少の虚偽があったとしても感情に訴えるもののほうを人々が選択し、国をも動かす時代が到来しました。</p> <p>誤解があってもいけませんので、もう少し説明しますが、「ポスト真実」とは、真実がなくなってしまう時代や社会のことでなく、「真実がもはや重要ではなくなり、無関係になった時代」「人々が真実かどうかに興味を失ってしまった状態」と定義されています。すなわち、「ポスト真実時代」とは「真実が軽視される時代」ということです。</p> <p>その後、日本においても、このような時代の変化を利用しようとする動きが散見されるようになりますが、私がその時代の到来を決定的に感じたのは、広島県安芸高田市の市長と議会やマスコミとの対立からです。市長の SNS 発信や切り抜き動画が注目され始めると、私は多くの丹波篠山市民の「あの若い市</p>	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

長、頑張ってるね！」との声を聞くようになりました。少し調べれば別の視点からの情報や裁判情報も容易に入手でき、安芸高田市で本当は何が起こっているのか分かるのに、真実よりも政治のエンタメ化を好む時代になったのだと感じたものです。

2024 年春、兵庫県では文書問題が起こり、百条委員会を設置するかどうかの議論がはじまりました。次にポスト真実は兵庫に来ると感じた私は、その市民生活への影響を確認しようと安芸高田市を訪れました。それまでに何度も訪問していた時との印象は異なり、コミュニティづくりへの意欲や元気な笑顔を見ることはできず、まちの混乱で皆さん疲れていらっしゃるように感じました。

兵庫県の混乱のその後は皆さんご承知の通りです。現在でも尾を引いており、安芸高田市の例を見ると県民の疲れと兵庫の元気の低下が心配されます。

ここでも確認させていただきますが、今回の質問は、石丸元市長や斎藤知事を評価しようとするものではありません。全国を見ると、過去には個性的な首長がいらっしゃいました。しかし、安芸高田市や兵庫県のような混乱はありませんでした。

時代が、社会の方が変わったのです。

情報技術が社会に行き渡り、時代変化が著しく早くなりました。情報が氾濫し、物事をじっくり考えることが難しくなり、真実を見極める労力よりも目の前の印象的で、正義っぽく心地よい情報を信じたくなるのはやむを得ないことなのかもしれません。

そして今、技術は加速度的に進展し、ポスト真実時代は次のステージに移ろうとしています。それは、生成 AI の社会実装です。チャット GPT が登場した時には、これほどまでに早く社会実装されるとは思いませんでした。グーグルの Gemini が検索エンジンに搭載されて一気に生成 AI は生活の一部になってしまいました。

AI が生成した音声や動画もどんどん生活の中に入ってきています。一部規制の準備も始まっている部分もありますが、未だに著名人を真似た AI 音声や AI 動画がネットには溢れています。話題になったものでは、先の衆議院選挙において中道改革連合の政見放送が生成 AI で作成され社会問題となりました。

恥ずかしながら私も、最近ある AI 動画に騙されました。レオナルド・ディカプリオが主演した映画タイタニックの名シーンの撮影風景がショート動画で流れてきて、その動画の精巧さに疑いもなく、「ああ、こんな風に撮影していたのか、」と感心したのですが、その後フィルターバブル効果で別バージョンの動画が次々流れてくる中で、「えっ？当時こんな技術あったかな？」「裏方の配置おかしいんじゃない？」と調べてみて生成 AI による全くのフェイク動画である

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

ことがわかり反省しました。この体験からエンタメを見るときは楽しいかのほうが真実かどうかより優先しているんだと身をもって理解したものです。

このような AI の深層学習により本物と区別しにくいくらいに精緻な情報は「ディープフェイク」と呼ばれ、今後ますます社会の根幹である「信頼」を揺るがす大きな課題になってきます。

施政方針、教育方針では、市民の「ウェルビーイング」を掲げられていますが、私たちがこの「ポスト真実」(真実が軽視される)時代を賢く、そして心穏やかに生き抜くため、一人一人の真実を見抜く力、感情に流されない力、偏った正義に陥らない力を高めていく必要があると考えます。さらに、行政には、真実を守り、市民にポスト真実時代を生き抜く力を高める機会を提供することが求められます。

- ① 施政方針、教育方針では AI 技術の高度化によるポスト真実時代の進行に対する危機感やそれに対する対策を全く読み取ることができませんが、市長、教育長はこの時代の変化をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。
- ② 特に、教育行政には、ポスト真実時代を生き抜く力を高める教育を全世代に進めていく責務があると考えます。特に、情報弱者と呼ばれる高齢者を含む生涯学習の分野において、いつまでもパソコン等の操作方法の学習機会の提供だけでなく、命や財産を守るための情報との向き合い方、情報リテラシー、デジタルリテラシーを学ぶ機会を十分に用意していくべきです。

この点について、教育長の見解を伺います。

- ③ 子どもたちには、学校という場がありますので、情報教育の中で工夫をしていただければ嬉しいです。具体的には、生成 AI の仕組みやフェイクニュースの見分け方を、読み書きと同じレベルの「基本技能」として教えることが大切です。

ただ、心配なのは、物事の真偽を確かめるために絶対的に必要な子どもたちの基礎学力を伸ばし切れていないことです。最近の学力調査結果では、有意に全国平均を下回る学年が出てきています。少人数教育の良さを活かすとしてきた教育長は何をしてきたのか。そして、今後、教育長は子どもたちにどう責任(基礎学力の定着)を果たしていこうと考えているのか見解を伺います。

- ④ 教育方針にある「自己肯定感」は、子どもたちが自ら伸びるための必須条

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

件であり、社会を生き抜くために必要なものであります。しかし、ポスト真実時代を生きていくためには、これまで以上に「寛容さ」と「慎重さ」が大切になります。情報の正誤を巡って対立するのではなく、「これは真実かもしれないし、偽物かもしれない」という「グレーゾーン」を許容する心の余裕がいます。一時の感情で正義を振りかざすことは、まわりのためにも自分のためにもなりません。「感情が高ぶったら、一晩おいてから判断しましょう。」との生きる知恵を伝えていくことだけでも、「寛容さ」と「慎重さ」を育むことになります。

教育長には、子どもたちのバランスの取れた自己形成をお願いしたいと考えますが見解を伺います。

- ⑤ 市行政にもいろいろと考えていただきたいことはありますが、情報を扱う規制やルール作りは市町村レベルでは困難です。ただし、問題意識をもって国や県の動きを見て、取り組める対策は積極的に行っていきたいと考えます。

鳥取県や埼玉県では情報の発信元が信頼できることをデジタル署名で証明する技術（オリジネータ・プロファイル）の実証実験に参加されています。本来であれば、兵庫県こそが率先して正確な情報を保証することに挑戦しなければならないところです。市長には、機会を見つけて県に「SNS の発信には気を付けましょう。」で済ますのではなく、県民を偽情報から守るための施策をしっかりと予算をつけて取り組んでもらうよう働きかけしていただければ嬉しいです。

最後に一点、事務改善していただきたいことをお願いし、見解を伺います。

生成 AI は、ネット上の情報を深層学習して回答（成果物）を出します。すなわち、ネット上に誤った情報が多いと、課題のある回答を提示してきたり、誤った情報を意見の一つとして並列してきたりします。この対策として、行政は正しい情報をしっかりとネット上に上げ続けていくことが大切です。特に、行政には法令の定めにより各種計画など情報開示が義務付けられているものがありますが、丹波篠山市は十分に対応できていない状態にあると認識しています。GIS のオープンデータ化の取り組みもいいですが、まずは、各部・課において所掌事務についての情報公開が法令通りにできているかを確認いただき、情報更新についても適切に実行できるように内部統制をはたらかせていただきたいと思えます。

最後に、敢えて AI にポスト真実時代にどう生きていけばいいか聞いてみま

(渡辺 議員 通告書 5 枚のうち、5 枚目)

した。

AI の返事は、「すぐに信じない、すぐに否定しない、まず立ち止まる」です。

きっちりとした答えを出すこともできる AI、私たちは上手に AI を活用することもできるし、その偽情報に命や財産を脅かされるリスクもあります。行政としては、遅滞なく市民を守る取り組みを進めていただくことをお願いします。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(稲山 議員 通告書 5 枚のうち、1 枚目)

NO. 個-10
令和 8 年 2 月 24 日
午前 11 時 00 分受領

令和 8 年 2 月 24 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 稲山 悟



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	景観行政・景観まちづくり～これまでとこれから～
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長
<p>『「丹波篠山は、誰もが心安らぐ「日本のふるさと」でありたい。美しい暮らしが息づく「農の都」でありたい。緑の山々、集落と田園と里山、城下町や宿場町や陶器町の町並み、そして祭り。こうした丹波篠山の景観は、先人たちが長い歳月をかけて日々の営みとともに培ってきたものである。私たちは、その知恵と誇りを受け取り、未来に向けて継承し、ともに創造していくことを確認する』。平成 23 年 4 月 1 日施行の丹波篠山市景観条例（以下「景観条例」）の前文です。</p> <p>丹波篠山市は平成 23 年 1 月 1 日から、景観法に基づく「景観行政団体」となり、同年 3 月 18 日に「丹波篠山市景観計画（以下「景観計画」）」を策定しています。景観計画とは、地域の景観形成の考え方、ルール、景観形成を推進するための施策を定め、行政・市民・事業者の協働の取り組みによって地域の良好な景観形成を実現するための計画で、策定の背景・目的として、「先人たちが農業等を通して継承してきた丹波篠山の景観は、日々の営みの積み重ねを通して形成してきたもので、他都市では失われた所も多く、その貴重さは一層増しています。丹波篠山の有するこのすばらしい景観を守り、次代に継承することが私たちの使命」であり、『「篠山市総合計画策定の際のアンケート調査にお</p>	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

いて、約7割の市民が丹波篠山の自然環境や景観に満足し、同じく約7割の市民が丹波篠山の自然環境や景観を大切にすべきと回答している。丹波篠山の有する良好な景観を保全・育成・創出することで、丹波篠山の景観をより美しいものにし、ゆとりと潤いのある生活環境を形成していくためには、丹波篠山らしい地域資源を活かした市民の参画と協働による「景観まちづくり」を推進し、市民の地域への誇りと愛着を醸成し、魅力と活力のある地域社会の実現を目指す取り組みが必要」と記載されています。

丹波篠山市では、平成23年4月以降、景観条例・景観計画に基づき取り組みが進められ、市内で一定規模以上の建築や開発行為等を行う場合、市への届出が必要となっています。

景観条例施行、景観計画策定から14年が経過。丹波篠山市の美しい魅力ある景観の維持・形成に大きな役割を果たしてきたことは言うまでもありません。

今後、景観の維持・形成について、市民や事業者への意識をさらに高めていくとともに、農業、農村をめぐるさまざまな環境などの変化に加え、市民や事業者の意見を勘案しながら、景観計画の改正も必要ではないかと考えます。

そこで、次の8点について、市長の考えをお聞かせください。

- (1) 丹波篠山市の行政計画にはほとんど計画期間の定めがありますが、景観計画には計画期間の定めがありません。その理由は、豊かな農村風景、自然環境、歴史的な町並みの維持・継承を一時的な事業ではなく、恒久的な資産として継承・維持していく決意であり、市民や事業者の意見を踏まえ、柔軟に変更できるからと認識していますが、全国の市区町村の景観計画をみると計画期間を定めているところもあります。丹波篠山市景観計画で計画期間を定めていない理由をお聞かせください。
- (2) 景観計画では、建築行為等に関する届出対象基準が細かく定められています。これまで届出の際、景観形成基準の審査において不適合となり、助言・指導された件数が何件程度あり、どのような内容であったのか、その際、市民や事業者からどのような意見があったのかをお聞かせください。
- (3) 景観条例の第3条第2項では市の責務として、「(中略) 施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない」と規定されています。これまで市民および事業者から、どのような意見が出され、意見が反映されるよう、どのように努められてきたのかをお聞かせください。
- (4) 市のホームページでは、景観計画は策定以降、これまで8回変更されています。景観条例第7条には、策定、変更の際して丹波篠山市まちづくり審議会の意見を聴くことができると規定されています。これまで8回の変更に際し、どのような変更理由が生じたため、まちづくり審議会に意見を

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

聴かれ、どのような意見がだされ、どのように変更されたのかをお聞かせください。

- (5) 景観条例第3条第3項には「市民及び事業者が景観の形成に積極的な役割を果たすことができるよう景観に関する知識の普及及び意識の高揚を図らなければならない」と規定されています。景観フォーラムや景観写真コンクールを開催し、景観カレンダーを発行され、令和7年度は丹波篠山国際博事業として、サイクリングツアー、見学会、探勝ウォーキングなどを開催され、一定の成果があると考えます。これらを通じて、どの程度、市民や事業者の景観に関する知識が普及し、意識が高揚したのかをお聞かせください。

さらなる景観についての知識の普及や意識の高揚に向けては、自主学習としての住民学習、高齢者大学、自治会長会をはじめ各種団体での研修会、また、学校園などでも発達段階に応じて、景観の維持・形成に向けての取り組みを積極的に伝えることも有効ではないでしょうか。

次に、景観計画のなかで、普及啓発と情報発信では、まちづくりカフェ等の開催や景観100景の募集、人材育成では、景観市民大学、まちづくり学習講座、景観マイスター登録制度、景観まちづくり協議会の設置などが例として掲載されています。今後、これらの事業は、いつから、どのようなスケジュールで取り組まれるのかをお聞かせください。

- (6) 景観条例第30条には「良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物又は工作物等の所有者、設計者及び施工者、良好な景観の形成に寄与していると認められる活動を行う個人又は団体等を表彰することができる」とあります。これまで景観条例に基づき表彰されたことはあるのでしょうか。表彰したことがないようであれば、景観フォーラムなどの機会に表彰することでさらに景観への意識が深まるのではないのでしょうか。

- (7) 景観計画において、景観法に基づく景観形成の主な施策として、景観重要建造物、景観重要樹木が記載されており、景観重要建造物は、これまで12件が指定されていますが、景観重要樹木の指定はありません。兵庫県が平成5年に対象区域を県全域に拡大した「景観の形成等に関する条例」では、平成19年の改正により地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）を定めることができるようになり、「丹波地域 地域景観マスタープラン」が策定されています。そのなかで、丹波地域 地域景観の約束として「庭木や巨樹、社叢林など一本一本を大切に景観形成を進める」とあります。

市内には社叢林をはじめ、さまざまな巨樹や銘木があり、景観重要樹木の指定には所有者の了解を得ることになりますが、指定によって市民や関

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

係者が景観への知識を深め、意識の高揚にも繋がるのではないかと考えます。指定に伴い新たな費用も想定されますが、クラウドファンディングの活用も有効ではないでしょうか。景観重要樹木の指定に向けての考えをお聞かせください。

(8) 景観条例第24条に景観農業振興地域整備計画の規定があり、景観計画には、『(中略) 丹波篠山の景観の重要な資源である田園農地は、農用地の保全策が進められるだけで、「景観」としての支援策は実施されていないのが現状です。良好な田園景観を保全するため、生業を含めた農業を維持継承する仕組みや体制および支援策について、市の農業施策との連携を図りながら、地域住民および農村景観の保全に問題意識を持って活動を推進する団体とともに検討を行います』と記載されています。丹波篠山国際博のテーマ、令和8年度施政方針に掲げられている「日本の美しい農村、未来へ」にも通じる景観農業振興地域整備計画について、これまでの検討状況と今後の予定をお聞かせください。

質問事項 2	国内でゆかりのある自治体との交流について
指定答弁者	市長 ・ 教育長

【質問の要旨】

丹波篠山市では、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故のような大規模かつ広域災害での支援活動に際し、遠隔地の自治体との連携・協力が有効との考えから、国内でゆかりのある自治体と災害時相互応援協定（以下「相互応援協定」）を結んでいます。時系列順に千葉県館山市、秋田県大館市、岐阜県郡上市、愛媛県愛南町、岐阜県高山市、愛知県犬山市、山形県鶴岡市、高知県宿毛市などの間で締結するとともに、相互応援協定を実のあるものするため、市民あげて各自治体との交流を進めてきています。平成25年度からは事業者や市民団体等による物産交流、PR、視察や研修など交流経費の一部を補助する「丹波篠山市国内都市交流推進事業補助金交付要綱」を創設しています。

相互応援協定を機に、防災だけでなく、観光、教育、産業、文化などの交流も深めていくなか、平成26年4月20日に愛知県犬山市、平成28年8月15日には愛媛県南宇和郡愛南町と姉妹都市提携を締結しています。

青藍会では、令和7年12月23日、デカンショ節を通じた交流の歴史がある千葉県館山市への行政視察を行い、これまでの交流の歴史や現在の交流内容等を館山市長、議長、職員の方々から伺いました。民謡デカンショ節が全国に広まったのは、館山市の旅館で旧制第一高等学校水泳部の学生が歌ったことからと言われており、その縁で、昭和53年8月に当時の観光協会同士が姉妹都市を提携され、平成23年11月には館山市との間で災害時相互応援協定を締

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

結しています。以降、防災分野では、平成28年10月、鳥取県中部地震で館山市が災害協定を結んでいる倉吉市への物資の中継支援、平時には、毎年開催しているデカンショ祭での交流とデカンショ節大賞への応募案内、館山若潮マラソンと丹波篠山ABCマラソンでの選手の相互派遣、学校給食での食材の交流献立、千葉ロッテマリスタジアム・黒豆ナイターでの交流、さらに道の駅グリーンファーム館山では、令和7年10月に丹波篠山黒枝豆や黒豆菓子、令和8年2月には丹波篠山産の黒豆パンが販売され、観光・スポーツ・教育の分野での交流に止まらず、農産物を通じて民間交流へも広がり、深まりをみせています。

これらを踏まえ、次の2点について、現状ならびに考えをお聞かせください。

- (1) これまで丹波篠山市国内都市交流推進事業補助金を活用し、交流推進9市町を訪問された延べの団体数・回数・人数について、市町ごとにお聞かせください。交流推進市町には日帰りで行ける市や飛行機や新幹線などを利用しなければ行きにくい市町もあります。コロナ禍以降の旅行人数の小規模化など社会情勢の変化に伴い、第4次観光立国推進基本計画では国内交流拡大戦略が掲げられています。現在の要綱では、対象人数は10人以上、1人あたりの補助額の規定がありますが、これまでの実績や移動経費などを勘案し、交流市町ごとに対象人数を緩和したり、補助額を変更することで、現役世代、若者や子育て世代にも交流市町に訪問いただく機会が増え、丹波篠山市のPRにも役立つのではないのでしょうか。交流推進9市町への訪問者増に向けて、要綱見直しについての考えをお聞かせください。
- (2) 千葉県館山市との交流は、先輩世代ではデカンショ節、現役世代ではマラソン交流、未来世代では学校給食での食材交流を中心として確かな広がりや深まりがあります。現在、丹波篠山市が東日本で姉妹都市提携をしている自治体はありません。館山市のご意向もあるかとは承知していますが、相互応援協定、交流推進市町からさらに進め、行政的、文化的、経済的効果に加え、両市の市民の皆さんがより親近感を持っていただくことにも繋がる姉妹都市提携へと歩みを進めてもよい時期ではないのでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること